
平成20年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成20年3月13日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成20年3月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(16名)

1番 植 田 均君	2番 景 山 浩君
3番 杉 谷 早 苗君	4番 赤 井 廣 昇君
5番 青 砥 日出夫君	6番 細 田 元 教君
7番 石 上 良 夫君	8番 井 田 章 雄君
9番 笹 谷 浩 正君	10番 足 立 喜 義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 塚 田 勝 美君	14番 真 壁 容 子君
15番 宇田川 弘君	16番 森 岡 幹 雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 谷口秀人君 書記 糸田由起君
書記 本田秀和君
書記 加藤潤君
書記 谷本麻衣子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 坂本昭文君 副町長 藤友裕美君
教育長 永江多輝夫君 病院事業管理者 三鴨英輔君
総務課長 陶山清孝君 財政室長 伊藤真君
企画政策課長 三鴨義文君 地域振興統括専門員 生田和久君
税務課長 米澤睦雄君 町民生活課長 畠稔明君
教育次長 松原秀和君 病院事務部長 前田和子君
健康福祉課長 森岡重信君 保健対策専門員 櫃田明美君
上下水道課長 稲田豊君 産業課長 分倉善文君
建設課土木建設室長 頼田泰史君

午前9時00分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。

早速に会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は16人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、細田元教君、7番、石上良夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 一般質問

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

今議会から、12月策定いたしました反問権等を含めた運用をすることになります。この時間の関係についてまだ正式な協議をいたしておりませんが、それらに対する運用については議長の方で運用をしていきたい、すばらしいその運営ができるように努めたいと思いますので…（「基準がない」と呼ぶ者あり）議員各位の御協力をお願いいたします。

今、基準がないというお声がありましたけれども、委員会の中でも運用の考え方を申し上げたわけでありまして、反問に対する答弁の時間は予定の時間外に運用したいというふうに思いますが、これは最初に申し上げておきますけれども、議員各位も質問に当たっては気品あるスマートな質問をいただきますことをお願いを申し上げておきたいと思っておりますし、また答弁においても執行部も的確な答弁を、よりわかりやすく答弁をいただくよう冒頭お願いを申し上げて、これから一般質問に入りたいと思っております。御協力よろしくをお願いいたします。

順序は通告の順として、順次質問を許可いたします。

初めに、6番、細田元教君の質問を許可いたします。

6番、細田元教君。

○議員（6番 細田 元教君） おはようございます。

きょうは私を含めて7名の一般質問者が登壇される予定になっておるようでございまして、できたら簡潔に、余り反問権を使わないようにスムーズにいきたく思っております。

議長に許可いただきましたので、通告した順に質問させていただきます。

第1点目は、団塊世代対策についてでございますが、これは皆様の御存じのように、昭和21年から25年ぐらい生まれの方等でございます。ちなみに南部町の旧西伯町でございますけれども、そのころの実態を調べさせていただきました。これは法勝寺中学校の件でございますが、昭和21年生まれの方が192名おられました。法勝寺中学校のときはそのとき4クラスありました。昭和22年生まれの方が226名でございまして5クラスです。23年が217名で4クラス、24生まれの方が229名で5クラス、25年生まれの方が186名で4クラスありました。1クラス今30人学級になってますが、そのころは45名から50名のクラスでございました。それらの方が近年、定年退職を迎えられまして地域に戻ってこられる、そういう今、時代になっております。

これは南部町に限らず全国的でありますけど、これらの方は日本の経済、また日本を背負って今日まで発展させられた方でございます。各会社、各組織でなくてはならない人たちでありました。その人たちが我が地域、家庭に今戻っておられます。これからもどんどん戻ってこられます。大変いいことではございますが、今まで頑張っているような企業戦士として頑張っておられたせいですが、緊張の糸がぷつと切れたようで、いろんな障害が起きておるのは事実でございます。各家庭におきましても、奥さんたちが大変対応に悩んでおられる家庭もあります。要は、亭主元気で留守がいいと、そのようにおった方が毎日家におられると。その結果、退職されれば社会保険から国民保険にかかります。退職者医療に入られます。我が南部町でも、この退職者医療費が少しずつ増大しておる状態になっております。それはそういうことでリズムが狂われたせいだと思っております。また、いろんな病気もここで発生しておるのが現実でございます、これは何とかせなあかん。東国原知事ではございませんが、何とかせなあかん、このような現状が今起きているところが我が南部町だけではないと思えます。

そこで、本町での現役ばりばりだった人の、また知識豊富なこの人たちの生かすところ、また活用する場所、またそれらの人が伸び伸びと暮らせるようにする、これは我が町に対してもすごい財産だと私は思っております。それを考えましたら、本予算におきましてもじげの町づくり事業とか地域コミュニティー、ソーシャルワーカーの助成事業とか、関連するような事業はございますけども、やり方によってはすごい我が町にも戦力にもなるし、我が町が発展するためにもすごい力になると私は確信しております。そのためには、やっぱり体力の保持が大事です。これらはやっぱり健康福祉課等が守っていただかにはいけませんけども、その体力保持等、また生きがい対策に対しても大事だと思っておりますが、これらについての町の施策、またこのようなことのすばらしい人材をどのように活用させられるのか、我が町の財産としてのその人材をいかにして活用されるのか、そのような施策を考えておられるのか、1点お聞きしたいと思います。

次は、教育問題でございます。この関連は、同僚議員があと2名ほどされますけども、それはそれとして、私の質問で答えられた分を、またそれを踏まえて質問して、実りある質問していただき、また討論いただきたいと思います。

これは先ほどの正反対でございまして、団塊世代の正反対ということは、我が町にも子供がいなくなったでなしに、少なくなった。これは私が東西町に入りましたときは今から二十四、五年前でございましたが、そのころの我が東西町の子供たち、西伯小学校に入っておりましたが、西伯小学校の6分の1か7分の1が我が東西町の子供でありました。スクールバスの大型バスが2台毎日来ておりましたが、それが今450世帯のマンモス団地でございますが、新入学生は10

名も至らない、あるときは1名ぐらいというときもございました。これは我が団地ばかりじゃないと思いますけれども、町にも同じような状況があると思います。

今、小学校、中学校とも30人学級をしておりますが、会見小学校では、たしか中学校も一緒ですけども、1クラスであると聞いております。ずっと小学校から中学校まで1クラス。それと西伯小学校は多くて3クラス、普通は2クラス、中学校も同様でございますが、そのような状態として本町には小学校は今3つございます。中学校は2つでございます。これらのハード面等を含めて、今後の教育環境についても私は大事な時期に今来てるんじゃないかと思っているところでございますが、そのハード面についてもどのように思っておられるのか、あとの同僚の議員もそのことを質問されますけれども、私はここでプロジェクトチームというか、あり方懇談会等をもう一度立ち上げ、それらを含めて検討する時期が来てるんじゃないか思っております。

なぜこのように、即ほんならばしてもいいんですけども、これは福祉予算と比べてこの教育予算、特にこのハード面に関してはすごく国から、県からの補助率が悪うございます。調べましたら、福祉の予算については、ハード面については6割、7割が補助でついてまいりますけども、教育予算についてはその逆さでございます、2割か3割しかそのハード面についての予算はないと。ほんならどこにその予算、国は一体どこに出しているかいったら、ソフト面の教員の給料等、報酬等に出てるようでございます、補助金として。福祉については、ハード面には出しますけども、そのソフト面には出ておりません。結局、国は同じような金額を出しているようでございますが、それらも含めてお金の財源のもともでございますので、それらのプロジェクトをぜひ立ち上げ、検討委員会等を設けてじっくり練っていただき、また今議会上程されました基金条例にも10億円の基金が創設されるように上程されております。これらの使い道等含め、ぜひそうしていただきたい。これはハード面の私の気持ちでございます。

あと、この質問に書いておりましたソフト面についてでございますが、今ゆとり教育から新しく指導要領が変わりました。これらも含め、ぜひとも南部町の教育問題のソフトについても検討いただきたい。

私の私見でございますが、このソフト面についてもぜひとも考えていただきたいというのは、前国連事務次長をしておられましたチョウドリさんですか、の言っておられた言葉がちょっと印象に残りました。現在の教育制度は、多くの知識を学生に教えますが、人間性をはぐくむことができていないのではないのでしょうか。教育機関によって頭はいいが心の冷たいロボットのような人間が生み出されているとしたら実に悲しむべきことですよというような、前国連事務次長さんが言っておられた言葉も印象深く思っております。

また、これはロシアの大芸術家でありますニコライ・レーリッヒ氏の至言でございます、人間は批判する者と創造する者とに分けられると。誇り高く歴史を創造し、文明を創造していきたい、このように教育に対して望んでおられます。

また、アメリカの、これは全米の350ある大学の教育改革プロジェクト・ネットワークを立ち上げられた教授でございます、カザンジンさんという教授ですね、全米350大学に教育改革プロジェクトというネットワークを立ち上げられた方だそうですが、その方が、真の教育改革のためには教育に倫理と精神性を取り戻すことが不可欠であると訴えられておられます。

これらのソフト面をぜひとも考えられ、今後、南部町としても新しい教育指導要領を踏まえ、ぜひとも考えていただきたいし、改革していただきたい。

今、南部町は、福祉の南部町と言っておられます。きょう日本海新聞に、全国初だと思います、教育条例でしたかね、が載っております、今議会に上程されております。福祉とともに教育の南部町にぜひともしていただきたい。やっぱり百年の計は教育にあると、このように考え、今後とも推進していただきたい。維新回天の山口のように、我が南部町からすばらしい人材ができるようなソフトをぜひつくっていただきたいとお願いいたしまして、登壇からの質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、団塊世代の対策についてでございます。団塊の世代はいろんな幅で語られておりますけれども、昭和22年から26年というぐあいに区切ってみますと、町内に約1,150人いらっしゃいます。多くの方が退職期を迎えられますが、職場で長年培われたさまざまな知識や技能を持った方々が地域で活躍していただくことを期待しております。体力保持、生きがい対策に対する事業についての御質問ですが、体力保持については、平成20年度から始まる40歳から74歳の方を対象に特定健診、特定保健指導を活用していただきたいと考えております。特定健診、保健指導は、脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を目的に、健康診断の結果から生活習慣改善の必要度の高い方には、個別に食事や運動についての具体的な保健指導を保健師や栄養士が実施するものであります。特定健診を多くの方に受診していただくために、今年度は西伯病院で休日健診を3日間実施し、また各地域振興区単位で胃、大腸、子宮、乳、甲状腺、肺がん検診と特定健診を同時に実施するセット検診を行います。退職を機会に自分自身の健康状態を把握して、生活習慣を見直すきっかけとして特定健診やがん健診を受診していただきたいと考えております。また、食事や運動などの知識や技術を持った方々が、町内の体育施設などを有効活用して地域で取り組める健康づくり事業を検討してまいります。

次に、生きがい対策につきましては、少し前のアンケートですが、南部町の65歳以上の方の生きがいは働くこととの回答が一番多く、楽しみとしては野菜づくりや花を育てることとの回答が多くありました。町では農業の後継者が不足している中、退職を迎えられる団塊世代の方を農業の新たな担い手として育成をしていこうと考えて取り組んでおります。以前から定年期の営農セミナーを開催しておりまして、今年度は土壌管理や栽培技術、地産地消などの研修を行い、延べ73名が受講し、3名が修了されました。受講された農業者は地域の担い手として農業生産活動に取り組み、現在御活躍中でございます。南部町の自然に恵まれた環境を生かして今後も引き続きこのような取り組みを推進し、農業の担い手の育成確保に努めるとともに、健康づくりや地域の活性化を目指して団塊の世代の活躍に向けた支援をしてまいりたいと思っております。

教育問題につきましては、教育長の方から御答弁を申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 御質問にお答えをさせていただく前に、昨日の質疑の時間には、公務とはいえ席を不在にする時間がございました。議員の皆さん方には大変御迷惑をおかけをいたしましたことをお断りを申し上げたいと思います。

さて、お尋ねの教育問題につきまして、教育長としての考え方をお答えをしたいというぐあいになります。

まず、短期的なハード面ということで、学校教育施設の耐震補強及び改修計画の概要についてお答えをしておきたいと思っております。西伯小学校につきましては、新年度、体育館の改修工事を計画をいたしており、トイレや床、シャワー室等の改修工事予算を今議会に上程をさせていただいております。残ります主要な事業でございますが、つまり昇降口等の増改築工事と教室棟及び管理棟の老朽改造工事につきましては、平成21年度から23年度の3カ年で取り組みたいと考えておりまして、行政サイドをお願いをしているところでございます。

次に、会見小学校についてであります。今年度中に後ろ校舎の耐震補強計画の策定業務が完了しますので、新年度はこの計画に基づき耐震補強及び老朽改造工事にかかわる予算を上程するとともに、体育館の耐震補強計画の策定業務につきましても予算化させていただいているところであります。また、西部地震に起因すると思われまますプールの漏水も看過できない状態となっておりますので、平成23年度までの間で体育館の耐震補強及び老朽改造とプールの耐震補強及び改修工事を実施したいと考えております。

また、会見第二小学校体育館につきましては、改築あるいは耐震補強及び老朽改造の両面から考えていく必要があると思っておりますが、将来の本町におきます小・中学校のあり方とも深く

かかわってくるのが予測されますので、いましてお時間をいただき検討をする必要があると思っておりますが、現状では財政状況も踏まえまして平成24年度以降の計画となるというぐあいに思っております。

いずれにいたしましても、町の財政状況と深くかかわる問題でもありますので、お答えをしましたとおりにはならないことも考えられますが、できるだけ早く取り組めるように引き続き最大限の努力をしてみたいと考えております。

また、長期的なハード面と言えるのかどうか少し疑問もございますが、議員も御指摘のように、小・中学校のあり方をどうするのかという問題も同時にあると思っております。つまり少子化社会を見据え、小学校は現状の3校のままで推移をしていくのか、あるいは中学校はどうか等々、その方向性を明らかにしておくべき時期に来ている課題が幾つかあると認識を私もいたしております。そのために今年度よりこうした課題についてさまざまな角度から御意見をいただきたく、南部町の教育を考える有識者会議のようなものを設置すべく準備をしてきましたが、少しおくれしているというのが現状であります。新年度早々には実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、短期的、長期的を絡めながら、ソフト面についてお答えをしてみたいと思います。議員も御承知のように、現在、町内5校すべてにおきまして学校教育が抱えておりますさまざまな課題を解決するとともに、古くて新しい、つまり地域に開かれた信頼される学校づくりを目指してコミュニティースクール、地域協働学校の取り組みを指示をいたしております。会見小学校を除く学校の取り組みが少しおくれぎみであることは否めませんが、着実に研修、話し合い、具体策等について協議が深まりつつありますので、大いに御期待をいただきたいと思っております。そうした取り組みを経ながら、次のステップとしては、中学校区単位での運営協議会に移行していただきたいと考えております。つまり小・中学校9年間の義務教育期間を見通したコミュニティースクール、地域協働学校をつくり上げていきたいと考えております。

また、こうした取り組みと並行しながら、もう一方では、小・中一貫校への移行を目指した調査研究を新年度より始めたいと考えております。子供たちがみずから学び、みずから考える教育への転換や、生きる力を生涯学習の基礎的な資質にとらえ、生涯にわたって生きて働く力の育成が今、学校教育に求められています。また、いじめ、不登校、非行などの心の問題や、さらには国際化、情報化といった課題への対応を考えたときに、小学校教育と中学校教育の緊密な連携からさらに一歩進めて、小・中学校が融合し、小・中一貫した新しい教育課程に基づく小・中一貫校に取り組まなければならないと考えております。つまり、議会でも申し上げたことがあると思

いますが、南部町の全小・中学校の教職員が、すべての小・中学生を9年間にわたって指導していく体制を構築しなければならないと考えております。平成23年度から24年度にかけて新しい学習指導要領に基づく学校教育の実践が求められてまいります、それを真に実現をするためには、まず学校の形、学校のあり方が大切であると思っております。したがって、私はこれからの学校教育の姿として、コミュニティスクール、地域協働学校を基盤とした小・中一貫校の実現を目指すべきだと考えております。町民の皆様や教育関係者の多くの御意見やお力をおかりしながら、こうした方向性をより確実なものとしてまいりたいと考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） ありがとうございます。

まず、再質問を少しさせていただきますが、団塊世代対策、今、特定健診をして生活習慣病を早く見つけてそれを治すように言っていきたい。一つびっくりして、この大変な中、西伯病院が休日を3日間その健診に当たっていただけると。そうされれば町民の方、本当に喜ばれると思います。これは去年でしたか、管理者と一緒に、また内科の先生と一緒に平戸の市民病院に視察へ行ったときもそのようなことをされて、私も12月の一般質問にしたら、そのようにしたいと答弁されまして、早速ここで実現すると言われたのは感謝しております。ぜひともそうして今の高齢者でなしに普通の人もますます西伯病院がそのような健康に対してサポートしていただくことは大変うれしいし、今後もしていただきたいと思っております。

健康づくり対策として、一つは健診、ぜひともせないけんですけど、なかなか自分は元気だからしないという人が多くございますが、私もですが、一番元気になったというのは野菜づくりでございました。私も団地のそばにあります一坪農園というか、おじいちゃん、おばあちゃんたちと一緒に野菜をつくっております。わからなくていつも教えていただいております。育った姿を見て、それを収穫して食べると大変おいしい、これがいいじゃないかなと思って私はちょっとこれ体力づくりで質問しましたが、これからこの南部町の奥の方でも非耕作地、また荒廃地がたくさんあると思います。これらを込めて、このようなことが野菜づくりでたしかそういう対策をしておられます、実績として73名あると言っておられますが、もうちょっと踏み込んで、例えばうちのニュータウンの団地の人たちはお百姓ってあんまりしたことがない、農業。それらが下の土地では少ないところもあるし、またよく肥えた奥の方の田んぼでもすればおもしろいんじゃないかということでございますが、産業課長、このようなことがもう一步踏み込んだことが可能でしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 先ほどの御質問でございますが、遊休農地対策につきましては、現在町内では14ヘクタールあるようになっておりまして、これは遊休農地解消計画を策定をいたしまして、5年間で解消を図っていきたいというぐあいに考えております。

それから、野菜づくりににつきましては、たくさん団塊の世代がこれから退職されてこられるわけでございますが、農地もたくさんございます。新規就農者支援事業などもございますので新規収納も可能でございます。たくさんその後継者がいらっしゃいますから、この団塊世代の退職者を後継者あるいは地域の担い手として地域で活躍していただければというぐあいに考えますので、農業の方もこれで安心できるんじゃないかと思っておりますので、皆さんが農業の後継者としてやっていただければ本当に心強いというぐあいに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今問題になっております、ぎょうぎ問題を通じてですが、やっぱり地産地消、安全の食をするには、自分のつくったものを自分で食べる地産地消、これは大変有効だと思います。また、小学校等に出しておりますけども、給食の食材等にも何か絡めたらおもしろい。白菜でもキャベツでも虫が食ったのは私らは嫌だったけど、虫が食べても安全というような野菜、切っただけで変わらんですけど、そのように自分も野菜づくりながら思いました。ぜひともこれは町としていっていただきたい。

それと、あともうちょっと人材活用でございますが、一つの例としては、今実際に南部町もやっております不登校対策で、教員のOBの方が中に入っておられるとお聞きしましたが、そのように、その部署でプロ中のプロがリタイアされたときに、そのように自分でサポートしてやっておられると、可能だと思います。また、スポーツの面では、法勝寺中学校の野球かソフトボールですか、放課後そういう人、プロみたいな人が来て指導されて、たしか県下でもハイレベルの部活になっていると聞きました。もう一つは、そののしあわせにありますスイミング、プール、これについてもそのような指導者がして、西伯小学校のプールの競泳のレベルというのはハイレベルだと聞いております。そのように、やっぱり団塊世代の方の持っていた特技が生かされたところは、そのように効果があると認識しております。

それらを考えまして、一つの例です、今言いました、ここには今、産業課の面では野菜づくりを提案いたしました、病院関係でも、医療の方でもお医者さんであっても医師免許は死ぬまで活用できます、それと看護師さんも死ぬまで活用できます。それらを込めた小さな取り組みをぜひともしていただきたい。

それと、地域コミュニティーで一番大事な、これが地域振興区にもありますが、これらの方も地域振興区でそういう人材を見つければ、すごい地域が生まれ変わる。ジゲの町づくり、道でしかたかいい、つくる、そういうこともいろんなのができてくる。そのような施策をぜひともしていただきたいことを提案したいと思いますけども、教育、産業課以外でも考えられることがあったら教えていただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。人材の活用を図れということだろうというように思いますけれども、南部町には活躍のフィールドというのは限りなく広がっているというように思っております。福祉、教育あるいは先ほど来の農業、あるいは文化・芸術活動だとか、あるいは雇用の方ではシルバー人材センター、生涯学習では図書館なども整備してやっているわけでありまして。あらゆる分野にわたってそういうフィールドが広がっておりますので、1,000人以上おられる団塊の世代の退職者の方をうまくそういう町づくりにかかわっていただくような流れというものをつくっていけば、私は非常に南部町が発展していく大きなステージが用意されているというように思っております。特に、地域振興協議会でございますけれども、町づくりのかかわりの中で自分たちの暮らしの身近な場所にそういう協働できる場をつくっているわけですから、そこに積極的に御参加をいただきまして、そういうところを通じてさまざまな地域の課題について、自分の持てる力というものを生かしてやっていただくならば、これは総体的に町の力量というのはすばらしく向上するというように思っているわけでありまして。

それから、体力づくりということでございますけれども、先ほど細田議員は農業を体力づくりとおっしゃいましたけれども、農業はこれは労働でありまして、生きがいとかあるいは産業づくり、産業振興といった分野で分類した方が整理しやすいのではないかなというように思うわけです。体力づくりの面からいいますと、やっぱり日常的な体を動かして健康で元気のよい暮らしをするというようなことが一番大切でありまして、これは継続しなければいけないというように思います。ことラジオ体操を誘致するようにしております。こういう機会にやっぱりそれぞれの地域でもう一度、夏休みばかりじゃなくてラジオ体操でも取り入れていただいてやっていただければ、私は非常に町民の体力の向上には役立つというように思っております。ちなみに、我が家では毎朝ラジオ体操をやっております。そういうことで、健康で職務にも励むことができていますわけでありまして、できたら振興協議会でお話をいただきまして、小さなくくりから、いきなり大きな南部町全体に防災無線流すなんていうことはちょっと難しいですから、小さなくくりから合意ができれば、そういうラジオ体操の音楽を流していざなうというようなことは可能だろうというよ

うに思っているわけです。ですから、できるだけそういう取り組みを小さなところから実現して、大きな運動に広げていくようなことをしていただいたらなというように思っているところでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今、町長が言われましたとおりでございます、何がこの1,150名、私はすごい人材だし、町の資産だし財産だと思っております。すばらしい地域振興区を中心とした、顔が見えますので地域振興区では、それらの方の生きがい、また体力づくり等をぜひともしていただきたいことを要望しておきます。

あとは、教育問題でございますが、さっきの教育長の話の中で、小・中統合を認識していると。中学校の統合だと思いますが、小学校も含めて。有識者会議を準備して、今おくと。私は中学校統合がいろいろとうわさされている中で、この有識者会議、何でおとっているか知らないけど、そういうのを早く立ち上げて私はせないけんと思っておりますけども、いつごろのめどにこういうことをされますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほどおとの方で、新年度できるだけ早いうちという話をさせていただきました。関連をして、そもそもこういうことを実は教育委員で少し前から話し合ってきました。5人の教育委員の中でその方向性なり課題なりを整理をせないけんわけですけれども、非常に重要な問題でもあるし、町民全体の問題でもございますので、5人の中だけで論議をしていくことはどうなのかなというようなことで、さらにもう少しお力添えをいただくような方をお願いをして、一緒になって少し意見交換をしながら、よりしっかりしたものに課題なり等の整理をしたいという思いが5人の教育委員の中に実はございます。ほぼお願いをしたいという方も積み上げてきておりますし、今、関係資料も少し用意をさせていただいておりますので、次は4月の委員会でも正式にお諮りをして、できるだけ早く連休明けにでもスタートができるように進めたいというぐあいに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今お聞きしましたら、教育委員の5名さんでいろいろ煮詰められたようですが、ぜひともこれ公募されて公にされて、中にはやっぱり教育に対する認識、造詣の深い方、行政ではない感覚を持った方等が中におられると思います。それらを込めてぜひとも一般住民を含めて、この学校統合も含めて、また学校関係全部あり方、ソフト面、今、小・中一貫ついでのこととも言われましたが、ぜひともしていただきたい。

それと、最後でございます。もう時間も早目にしたいと思いますが、町長、教育長に両方ともお聞きしますが、今の南部町の小学校3つ、中学校2つでございますが、適正な数はいかほどだとお考えでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。小学校、中学校それぞれに適正な数はどのように考えておるのかということで、実は非常に難しい質問でございます。私見として述べさせていただきますというぐあいに思っております。

小学校の問題につきましては、適正という観点に広い意味でなると思いますが、非常に会见第二小学校は御承知のように小規模な学校でございます。現在の子供たちの数で推計をいたしますと、24年度だったと思っておりますけれども、10人切るのかなというような見通しも持っております。そうしたことを踏まえたときに、子供たちの学ぶ環境、教育環境といいたし、そういう側面から見たときにしっかりとこの点を論議をしていかないけん。もちろん小規模校であるがゆえに取り組める内容もあるわけでございますので、そういういい面と、それからちょっと小規模校でなかなかカバーがし切れないなという部分をしっかりと論議をして、より好ましい子供たちに教育環境を提供してやるという視点で適正な姿というのを考えていかにゃいけんらうというぐあいに思っております。

中学校でございます。これにつきましては、私自身は1学年少なくとも複数のクラスが組めるというのが最大限度、最低限の適正な規模を考えるときに大事な視点でないのかなというぐあいに思っております。できれば3クラスになりますと、方策が非常に多様になってまいりますので、より好ましいと思っておりますけれども、最低限2クラスというのをこれ考えたいなと思っております。

そのときに、それじゃ1クラスは何人なのかというところが問題だろうというぐあいに思っております。これは適正規模というものが法律等で定められておりません。私ずっとここ1年以上になりますけれども、学校の現場の先生やいろいろな立場の方に、実は適正規模というのはどのくらいだろうなということを知って来た経過があります。そういう現場での経験のある先生方の御意見を集約しますと、おおよそ中学校においては、1クラスが25名から30名程度というのがやはり適正じゃないのかな、できれば30名かなという御意見をいただく方が非常にたくさんございます。30名が仮に適正だというぐあいに考えますと、それが2クラスということになりますと、1学年60人になりますでしょうか、と180ぐらいになるでしょうかね。25で考えますと2クラスで1学年が50名ですから、150名ぐらいということになるでしょうか。そう

しますとおおむね150名というのを一つの適正な、いろんな角度から考えないけんとは思いますが、目安となる数字なのかなというぐあいに私自身は思っているところでございます。いろいろこれについては御批判もあろうと思っておりますので、また私も勉強させていただこうというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。学校の数は何ぼがいいかということでございますけれども、やっぱり教育長が今答弁するのを聞いておまして、非常にやっぱり考えなければいけないことが多いなど、簡単に1校だとか2校だとか言えないなという気がして聞いておりました。いずれにしても、今後の少子化の状況といったようなことも視野に入れて考えていかなければいけませんけれども、基本的には私はやっぱり教育委員会、現場サイドの声を大切にして判断をしたいというように思っております。

常識的に今の中学校150人とか180人という数字が具体的に出ましたが、そういうことで考えますとなかなか今の南部中学校だけで中学校を維持していくということは、これは人数的なことからいえば難しいのではないかと。そういうぐあいに考えれば、中学校ぐらひは一つにまとめて対応すべきではないかなというような気も今聞いていてしたところであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 教育長や町長から具体的な数が出まして、ならば私の要望とか提案、提言を言って終わりたいと思います。ぜひとも中学校は1校にして、まさか南部中学校の旧会見の人は、法勝寺中学校はまだ余力があると思っておりますけれども、5クラスありましたので私たち、そこに通えというのは私は無理な話。なら、法勝寺中学校の方が南部中学校へ来い、これもちょっと無理なこと。そういうことで、中間をとってぜひとも南部町に一つ新しい中学校をつくっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で6番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 続いて、3番、杉谷早苗君の質問を許可いたします。

杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、ごみの減量化についてお尋ねいたします。かねてより案内がございましたが、平成20年4月から南部町・伯耆町清掃管理組合クリーンセンターへのごみの個人の持ち込みが有料に

なり、その費用は50キロ未満は100円、10キロ増すごとに20円追加になります。また、通常の収集に出すときの布団、剪定木、木くずなどは指定の袋に入れて出し、袋に入らない場合は指定の袋をつけるということです。こうした背景の中で、町は来年度から燃えるごみ5%減量化に向けた取り組みを実施されると聞いています。減量化を進めていく上では、極力生ごみを分別して畑とか地中に埋めるなどの自家処理を進めていくしかないと考え、5点についてお尋ねいたします。

1、南部町の燃えるごみはどのように推移をしていますか、またその現状はどのようでしょうか。2、減量5%目標の実施予定はいつからされますか。3、減量5%目標の取り組み方法はどのようにして行うのでしょうか。4、自家処理方法としての器具のあっせん、また助成はあるのでしょうか。5、自家処理をしようとしても地域によっては土地に限界がありなかなか難しいところもあります。そうした地域への対応策はどのようにお考えでしょうか。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。本町の保育園、入園希望者については、4園の保育所を活用し、工夫し、入園希望者の兄弟の在園状況、保護者の通勤状況、また就学前年度での対応などが配慮されていることは理解をしております。そして、広域での保育園利用にも取り組まれ、これはまた保護者にとっては有益なことと思っております。安心して子育てのできる町づくりは行政の担う当然のこととして、将来の保育園のあり方を模索されていることはさまざまな場面を感じてきております。

本町は、女性の就業率が高い町です。このような中、夜勤等を含む変則勤務形態の職場では、通常の保育園の活用が難しい状況にあることも現実です。このように、変則勤務形態の職場で仕事と子育てを両立して頑張っている若い世帯はぜひ応援すべきであると考えます。リスクを抱えていても仕事を続ける高い職業意識は、女性の自立の確固のあらわれであり、そして社会経済構成の中でも重要な一員です。

そこで、2点についてお尋ねいたします。1、町内在住の就学前の子供の通園状況をどのように把握されておりますか。2番、町内保育園広域入園以外の世帯についての支援は何か考えておられるでしょうか。

以上、2項目についてお尋ねし、この場での質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

まず、南部町の燃えるごみの現状でございます。平成9年度から分別収集を開始し、ごみの減量に御協力をいただいておりますが、それにもかかわらず、燃えるごみは平成9年度に1,277

トンであったものが、平成18年度では2倍以上の2,637トンにふえております。平成12年度までは10%以上の増加でしたが、近年は2%台の伸びとなっております。平成19年度からは、地域振興区単位で収集し、地域振興区単位でごみの重量を測定しております。収集ごみ昨年度に比べてどうも減少する見込みであります。

次に、減量5%目標の実施時期と取り組み方法でございますが、取り組み方法としましては、地域振興協議会で減量に取り組んでいただくことを考えております。現在燃えるごみを地域振興区単位で収集しておりますので、3月末でそれぞれの地域振興区の平成19年度のごみの重量が出ます。そのごみの重量を基準として地域振興区ごとに減量5%ラインを設定する予定で検討しております。行政と地域振興協議会が協働して二酸化炭素排出量の削減を図り、なおかつ指定ごみ袋の使用も減りますから、まさしく地球規模から身近なところまで、自分たちの意思で取り組めるすばらしいことだというようにお考えしているわけであります。

実施の時期につきましては、平成20年度から地域振興協議会と協議をしてスタートをさせたいと考えております。目標達成振興協議会への活動費の助成制度なども検討しております。いましばらく時間をいただきたいと思っております。

また、生ごみの処理対策として、地域によっては自分の土地で自家処理ができないところもあるかと思えます。そうした場合は徹底した水切りをお願いするしかないと思っております。自宅で処理が可能な方は、合併前から両町にもありました生ごみ処理機購入の補助制度を利用し、機械式のものやコンポストを購入することを検討していただきたいと考えております。

燃えるごみの5%の減量は、紙類の徹底的な分別と生ごみの少量の削減で十分クリアできると思っております。現実に平成18年10月から軟質プラスチック類の分別をお願いいたしまして、今年度は収集ごみが減量となる見込みとなっていることもあります。地域振興協議会それぞれで減量のアイデアを出していただきまして、積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと、このように思っております。

次に、子育て支援についてでございます。町内在住の就学前の子供の通園状況でございますが、杉谷議員がおっしゃるように南部町は平成17年10月の鳥取県の調査から、県平均49.9%に対しまして52.2%と女性の就業率が高く、特に若い女性が多いと思っております。そのため近年の傾向として3歳未満児の入所、特に0歳児、1歳児がふえてまいりました。核家族化で、育児休業が終わりすぐに職場に復帰される方がたくさんおられるようになりました。その手だてとして、つくし保育園では0歳児室に看護師を配置し、要望にこたえる努力をしております。また、保護者の不規則勤務などでどうしても町内保育園に通えない子供のために、いわゆる広域入

所で安来市や米子市の保育園に通っている子供もおります。平成20年3月1日現在で通園状況を把握しておりますのが、町内保育園373名、町外認可保育園7名、幼稚園13名、認可外保育園2歳から5歳児が14名、自宅で子育て中と思われる2歳から5歳児が40名で、認可外保育園と自宅で子育て中の0歳から1歳児の人数は把握できておりません。いろいろな事情で認可外保育園に預けていらっしゃると思いますが、まず町内保育園の運営のことが優先されることと考えております。

昨年6月の定例議会で、細田議員の質問に運営費の確保や効率的な保育園のあり方について検討を行っているとお答えをいたしましたけれども、これは保育園だけでなく、教育も含めて幅広い子育て支援の検討が必要であるとの判断から、昨年12月に次世代育成のための内部プロジェクトを教育委員会事務局と子育て支援室と総務課の職員で立ち上げております。問題点の抽出から施策の案の検討をことし9月ごろまでに行う予定で作業を進めております。その後、町民の方、保護者の方から意見をお聞きする懇談会、並行して専門的立場の方からも意見を聞き、施策をまとめてスタートできるものは平成21年4月から実施していきたいと思っております。今後も議会からも御意見を伺うことがあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 杉谷です。ごみの減量化につきましては、当然していくべきことであり、何ら異存もないことなのですが、それと分別をきちんとすることによって減ってはいるけれども、まだまだ可燃ごみの状態も多いということですので、ぜひとも取り組んでいくべきことなんですけれども、我が東西町におきましては、本当に特に自家処理が難しいところもありまして、そういうところに対して先ほどお尋ねいたしましたところ、19年度の量を基準として各振興区ごとにとということですが、その19年度の基準というのはずっと続くもんなんでしょうか。私がこのような質問をする意図といいますのは、だんだんと分別が進んでいき、ごみの減量化が進んでいき、それだけのところに対しての何らかの補償金のようなものも出していきたいとおっしゃる中には、進んでいけばいくほど難しくなっていくので、あんまり無理なことを強いてされるとちょっとしんどいことだなと。ごみの減量化は当然のことながら、そのような心配もしております。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。

今の先ほど町長がお答えしましたように、5%の削減につきましていろいろ細部にわたりまし

て検討しているところでございます。確かにその5%、1年で例えば達成できる振興協議会もあれば、2年、3年とかかって達成できるところも当然十分考えられます。そうしてきますと、達成2年、3年ないし4年、5年と様子を見ながら次のステップにまた進んでいく、またどのような格好で減量に取り組んでいただくかということを考えることが必要というふうに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。今、課長がお答えをしたとおりなんですけど、基本的にさっきも言いましたように、ごみが年々ふえているわけです。ですから、5%削減というものを掲げた時点でも、もう2パーとか3パーとかふえていることも含めて5パーですから、私は非常にそう簡単にはね、できない目標だかもわからないというように思っております。協力をしていただきたいというわけです。

ちなみに、1日1人当たり一般廃棄物の排出量がどの程度あるのかということでございますけれども、南部町は平成17年度で745グラムであります。これは全国平均が1,067グラムということになっておりますので、相当程度少ない排出量であります。ただ、一般廃棄物のリサイクル率というのも同時に発表になっておりまして、これが16.2%であります。全国平均は19%ということになっておりまして、リサイクル率はもっともっと上げていかなければいけない、そういうことを働きかけていけば、1人当たりのごみの排出量も当然減ってくるということから、このごみの減量化ということについての取り組みに自信も深めているわけです。まだ余地があるというようにも思っているわけです。

それと、従来は町内全域に声をかけておりました。ですから、協力はもう間違いなくしていただいて、減量化は一定程度進んできているわけですがけれども、実際問題それで減量したのがどの程度で、自分はどれだけ役立ってというようなことが見えなかったわけです。で、振興協議会単位でこの1年間かけてごみの収集をいたしました。ですから、3月末に東西町は何トンというのがはっきり出ると思います。ですから、そのはっきり出たものをまず基準にして、そこをベースにして、そこから5%の削減目標を立ててやっていくということなんですけど、例えば1年で一気にできてしまえば、これはもう一遍目標を考え直さなければいけないというように思いますけれども、そうすぐにはできないのではないかなとも思います。地域によって差がある。今の状況では、南西伯の方が一番少なく、その各振興区ごとの差というのは驚くほど多いものであります。1人当たりのごみの排出量の差でございますけれども、これはもう驚くほど多いわけであります。ですから、そういう現にある差というものもそのままいくのか、あるいはやっぱりある程度進

んだところにはちょっと緩い基準でいくのかとか、そういうことをもうちょっと検討をしなければいけないということでございます。

ちょっと申し上げてみますと、東西町はですね、今のところ月平均約22トンぐらい。南西伯の方は7トンほどなんです。ですから、それを同じ基準で5%ということで行くのかどうか、それはもうちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 本当に、こんなに差があるとは私も今初めてお聞きしてびっくりしたところでございます。東西町のことを言うようでございますけれども、先ほど水切りをしっかりとするということがあります。燃えるごみの中には紙の分別も必要だということでおっしゃっておいりましたけれども、この紙を分別するということにつきますと、大きなリサイクルにきちんと出すようなじゃなくって、食物残渣なんかをそのまま入れると、今度は燃やすときにいけないから、以前は少し紙も入れて燃えやすいようにして出すようにというようなこともあったように思うんです。それで、その辺のところは個人の良識に従ってすべきだとは思っております。それで次にお尋ねいたしたいのは、このような取り組みをなさいましたら、このことについて今までありましたコンポスト容器のようなものとか、町があっせんされておりましたものの新たな予定をされている予算措置は、少しは増すような考えでおられるでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。平成20年度の当初予算にも、生ごみ処理機ということで機械式のもの、それからコンポスト式のもの、予算を組ませていただいております。状況を見ながら、希望がどんどんどんどんふえる場合にはまた補正をお願いするというものもあるのかなというふうには考えておりますが、ぜひそういうものも利用して減量化に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） この問題につきましては、皆が意識をして取り組んでいって、いい結果になっていかなきゃいけない問題でございますので、それぞれの立場でできることを努力していきたいと思っておりますし、各振興区におきましても、振興区ごとの特性を生かしてぜひとも啓発活動に努力していただきたいと思います。

次に、子育て支援についてお尋ねいたします。私がこのたび思いましたのは、この子育て支援について質問いたしました背景には、世の中が大きく変わっていきまして、それで出産をし、子育てを一段落ついてまた社会に出るときに、大きく今までの社会と変わって戸惑って、そのま

ま今までのキャリアを埋もれさせてしまう、そういうような方が多いということは非常に残念なことだと思います。女性の一生におきましては、いろいろな場面で何と申しますか将来にわたっての保険制度の変化もあるようなことですので、しっかりと自立をもって社会に生活していただきたいと思いますという思いが非常に強いものでございますので、特に夜勤等変則勤務の方、その方たちに目を向けて支援をしていただきたいと思いますと思っております。

先ほど町長も、まず町内の保育園が先だからっておっしゃる気持ちも十分わかります。ですけれども、そういうところも何らか目を向けてほしいなというところで、私がちょっと提案したいと思いますのは、のびのびのファミリーサポートセンター、ああいうところで、あそこはファミリーサポートセンターでは短時間の契約でのことですけれども、もう少しそれをスパンを長くしたような、1カ月単位とか、そういうようなことを考えていただきたいと思いますというふうに思っております。といいますのは、町外にお勤めの方でも、帰りが遅くなってもそこの方が迎えにいったら、ちょっと遅くまで見ていただければ。例えば、毎日の夜勤じゃなくてもたまにある夜勤のときでも見てもらえるというような、そういうようなスパンで考えられるような方を紹介していただければ、あっせんしていただけるような、そういう機能も持ってほしいなというふうに望んでおります。だれもが働けというわけではありませんけれども、ただ思いますのは、せっかくのキャリアが埋もれてしまう。本当にこれからの世代はみんなが支えていく大事な世界になってきますので、そういう意味でそのような提案をしております。

それと、先ほどから議会の初日にも町長の施政方針の中で、次世代育成のための庁内プロジェクトを立ち上げて、教育委員会とも連携して次世代育成のあるべき姿について研究しているというふうにありましたし、先ほどの御答弁の中でも、21年の4月から何か形のあるものをしていくというふうにもおっしゃってございました。本当に少し少しではございますが、確実に考えていただいているものと期待をしております。

それと、保育ママというようなことを私は何らかで読んだようなことがあるんですけども、こういうことっていうのは本町では考えられたことがあるんでしょうか。どなたにお尋ねしたらいいんでしょうか、健康福祉課長でしょうか、健康福祉専門員さんでしょうか、それとも町民生活課長さんですか、よくわかりませんが。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。

保育ママということでしたが、ちょっと自分勉強不足でございまして、ちょっとそのあたり逆にお教え願えたらというふうに思います。申しわけございません。（「それが反問権

か」と呼ぶ者あり)

○議長(森岡 幹雄君) 反問じゃない、反問じゃない。

3番、杉谷君。

○議員(3番 杉谷 早苗君) なかなか集団では保育が難しいお子さんなんかは、家庭にあってできるというようなことを聞いております。何かスペースも決まっているようで、それと3人までというようなことで、それに対して町の方も支援していただけるというようなこと何らかで読んだことがあります。どこらかでいいようにつながっていけばいいかなと思ったものですので、ちょっと質問させていただきました。私もその程度の知識しかございません。

この問題につきましては、まだまだこれから課題も多いことでございます。認識をしっかり持っていていただくということで質問させていただきましたので、以上で終わらせていただきます。

○議長(森岡 幹雄君) 以上で3番、杉谷早苗君の質問を終わり、ここで若干休憩をとりたいと思います。再開は10時45分としたいと思いますので、御参集賜るようお願いをいたします。

午前10時20分休憩

午前10時45分再開

○議長(森岡 幹雄君) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

11番、秦伊知郎君の質問を許可いたします。

○議員(11番 秦 伊知郎君) それでは、通告いたしました3項目について質問させていただきます。

最初の教育問題につきましては、細田議員の方が質問され、ほぼ重複しておりますが、一応質問要項を書いてきましたので読ませさせていただきます。

教育施設の早期整備について伺います。合併時の事業計画での教育施設の整備ですが、総合計画の資料では、西伯小学校全面改築、これは築35年となり、老朽化が激しく、鳥取県西部地震によりさらに劣化し、学級数、教室数の需要数が増大になり不足が見込まれるため改築を、これは7億6,300万円。会見小体育館改築工事、耐震不足であり面積も狭隘なため改築を行う、2億2,900万円。会見小学校旧校舎耐震補強、大規模改修工事。耐震不足であり、特殊学級を含めた大規模改修を要するため、計画的に改修を行う、1億円。会見第二小学校体育館改築工事、地震で被害を受けており、また規模的にも狭小なため全面改築を行う、2億円となります。議会からも毎年、教育施設の整備充実を進め、学校教育の充実をと要望してきました。20年度に対

する回答といたしまして、19年度は急を要しておりました西伯小学校の雨漏り対策として、教室棟に屋根を新設、会見小学校後ろ校舎の耐震補強計画を策定した。新年度は、次の事業から具体的な年次計画を策定し、財政状況を考え、急がれるものから事業化をとあり、20年度の予算での対応として会見小学校耐震補強事業1億836万2,000円、会見小プール改修工事355万5,000円、西伯小学校体育館改修事業に1,880万1,000円が計上され、教育環境整備に予算が重点的に計上され、評価できる内容となっております。今後は、西伯小の大規模改修、会見第二小体育館の改修工事が求められます。会見第二小は、再編を考え実施できても24年以降とありましたが、西伯小の改修はどのようなのか、お考えを伺います。

次に、保育園、小学校、中学校の合理化再検討について伺います。この件につきましても、教育長の方から細田議員に対しての答弁がございました。12月議会の一般質問の中で、町長は、保育園の合理化、学校、すべての分野にわたって聖域を設けずに再検討することは町の行政改革大綱の一つの理念と述べておられます。行革大綱に基づき学校の再検討とはどのような事柄なのか、現在、町には保育園が4園、小学校が3校、中学校が2校あります。保育園の合理化、民営化はまたの機会に質問いたしますが、小・中学校の再検討とは学校の統廃合まで視野に入れておられるのか、町長の考えを伺います。

次に、国民保護法、全国瞬時警報システムについて伺います。平成16年9月に実施されたブロック攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これは国民保護法ですが、これは国は国民の安全を確保するため、その組織及び機能のすべてを上げてみずから国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するなど、国全体として万全の体制を整備する義務を有すると定めています。消防庁では、国民保護体制の充実を図るため二つの大きなシステムの開発、整備に取り組んでいます。全国瞬時警報システムと安否情報システムであります。そこで、全国瞬時警報システム、これはJ-A L E R Tとも呼ばれていますが、について伺います。

12月の定例会中、12日か13日だったと思いますが、突然町の防災行政無線から聞きなれないサイレンとともに、ミサイル攻撃、直ちに避難をとというような放送がなされました。そのとき、これは訓練放送とのメッセージもあったそうであります。総務課長から、岡山県での訓練放送が誤って南部町の防災無線に入ってきた。全くの誤報との説明を受け、その後の全員協議会でも簡単な説明を受けました。

このシステムは、前に述べたように有事や災害に備え、総務省、消防庁がことし2月に運用を始め、2月17日から弾道ミサイル情報などの防衛情報の速報体制を整え、本格稼働を始めた。だが、システムを導入した自治体は全国で11市区町にとどまっている。財政難などを理由に普

及は進んでないとあります。そこで、国がこのシステムを構築した背景、J－A L E R Tの流れ、これは伝達システムであります、伝達される情報の種類、全国で11市区町とありますが、町に導入された経過、事業費等、少し詳しく説明を求めます。

最後に、ふるさと納税であります、2007年5月、菅総務大臣が地方税の一部を恩返しとしてふるさとに納めるようなふるさと納税の検討を表明し、総務省内にふるさと納税制度研究会を設置しました。世論にはおおむね好意的に受け入れられました、次のような批判もあつたとあります。第1は、地域間較差の縮小が目的であれば、三位一体改革で大幅に削減された交付税の見直しをすべきであり、自治体間の税収で対応すべきでない。2つ目に、地方税のいわゆる応益原則に関する議論であり、ふるさとという住所地以外への納税はその原則から逸脱する。第3は、納税者の意思による納税という納税者主権の考えは、憲法の納税者の義務となじまないとの議論であります。ふるさと納税制度が地方間の税収格差の是正手段、すなわち都市の税の一部を地方に振り返る手段として注目されたことから、多くの地方団体の首長からの賛否両論、主として都市の首長が反対、地方の首長が賛成という構図であります、このふるさと納税の考え方、手法をどのように評価されているのか、伺います。

次に、ふるさと再生寄附制度と、それに伴う寄附条例の制定についてであります、名称は各自治体多様です。この制度は、自治体が自然保護、高齢者福祉の充実、教育・文化の振興等複数の施策、事業であります、メニューを示し、寄附をする人が施策を選んで寄附できるシステムであります。自治体は寄附の受け皿となる基金をつくって積み立て、必要に達したら事業化する制度で、2004年の長野県の泰阜村、北海道のニセコ町を皮切りに、2008年2月まで全国で32市町村が条例を制定しています。我が町でも今議会に南部町がんばれふるさと寄付条例として条例が提案されました。現時点で県内では鳥取県を含め13市町村が制度の検討とあります。地方から都市への情報発信し、都市からの思いやりを地方は受信する。地方と都市の共生のためぜひ成果を上げたい条例の制定であります、視点をどこに求めるかでその評価も変わってくると考えます。条例制定に当たり、町長の考え方、またどのような方法で町内外にPRを行っているのか、説明を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員さんの御質問にお答えをしております。

教育施設の整備につきましては、これは教育長の方から答弁いたしますので、よろしくお願ひします。

したがいまして、私の方から国民保護法についてお答えをしてみたいです。国民保護法に係るシステムである全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A-L-E-R-Tについて、システムが構築された背景、システムの流れ、速報の種類、町に導入された経過などについてお答えをしてみたいです。

まず、国民保護法について簡単に説明します。武力攻撃事態などにおける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法などの有事関連三法が平成15年6月に成立いたしました。事態対処法は、武力攻撃が発生したときの対処に関して、基本理念や国、地方公共団体の責務などを定め、武力攻撃事態などへの対処のための体制を整備するとともに、必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるいわゆる有事法制全体の中核として位置づけられる法律であります。

事態対処法の成立を受けて、政府は国民保護法案の検討に入り、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が成立いたしました。国民保護法は、武力攻撃事態などに備えてあらかじめ政府が定める基本指針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画及び指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画などについて規定しております。

全国瞬時警報システムは、国民保護法に基づき各自治体で策定された国民保護計画を運用面から支えるものとして開発をされております。システムの概要は、津波や地震、噴火や弾道ミサイル攻撃などといった対処に時間的な余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市町村防災行政無線などを自動的に起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するためのシステムでありまして、国による事態の覚知から住民の伝達まで時間的なロスを最小限にすることが可能であります。

システムの流れは、国民保護事案の発生により、消防庁で情報を入力しますと、人工衛星を介して役場でその情報を受信します。そして町の防災無線操作卓が自動で起動し、各家庭にある防災無線戸別受信機及び屋外スピーカーでその情報が流れるわけでありまして。各家庭の戸別受信機などで流すことのできる情報としては、大規模テロなどの有事関連情報のほか、地震、津波、気象災害などの気象情報も市町村の判断により流すことができます。

現在、南部町の戸別受信機などで流れる情報の種類としては、弾道ミサイルに関する情報、ゲリラ、特殊部隊に関する情報、航空攻撃に関する情報、大規模テロに関する情報、そして震度4以上の緊急地震速報が登録してございます。町に導入された経過でございますけれども、平成17年に消防庁主催の全国瞬時警報システムの実証実験がございまして、いずれはすべての市町村

で導入することになるだろうと、こういう推測のもと、南部町はこの実証実験に手を挙げたのであります。そして、全国瞬時警報システムに関する機器の無償貸与を受けることができました。ちなみに、実証実験の参加団体は、都道府県が15団体、市区町村15団体で、中国地方の市町村では南部町が唯一の参加団体でありました。県内では南部町以外にも希望した町村があったようでございますけれども、最終的に南部町の規模、防災無線機器が合併による統合卓であること、メーカーなどが実証実験自治体の選考要素だったと考えられます。平成18年3月に実証実験が完了し、平成19年10月1日から本格稼働になりました。このシステムを有効に活用していくためにも、今後、町として国民保護実動訓練などを計画していかなければなりません。

県内で開催された国民保護訓練といたしましては、一昨年、国、県、米子市が共同で、米子市の県立武道館で国籍不明の武装グループが多量の化学剤を飛散させ多くの死傷者が発生したという想定のもと、実動訓練が開催されました。また、昨年の11月に県と鳥取市が共同で避難誘導手順の確認を重点項目として実施するシナリオ提示型訓練が開催されました。現在のところ、南部町の国民保護計画の内容をもう少し詰める必要があり、まだこういった国民保護に関する訓練が開催できておりませんが、緊急事態に備えるため、また関係機関相互の連携を図るために、先ほど申しあげましたような訓練を計画していきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてでございます。ふるさと、いわゆる出身地や居住したことのある地域の地方自治体にお世話になったとか、よくなってほしいという思いを込めて寄附をすることで、ふるさとに貢献することを可能とする税制上の仕組みをふるさと納税と呼んでおります。福井県の西川知事が発案者と言われるこの制度は、平成19年5月の菅総務大臣の問題提起によって一躍脚光を浴びたところでございます。その内容は、多くの国民は地方のふるさとで生まれ、教育を受け育ち、進学や就職を機会に都会に出てそこで納税する。その結果、都会は税収は得るが、彼らをはぐくんだふるさとに税収はない。そこで、今は都会に住んでいても自分をはぐくんでくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかということが問題提起でありました。

この議論は、国民各層に大きな反響を呼び、メディアでも頻繁に報道され、多くの人々の共感を呼びました。しかし、一方でこうした思いを税制として形にすることの理論や技術的困難さも指摘されたところであります。さらに、都市部の首長からは、ふるさと納税分だけ税が減収するということで反対の声も上がりました。いずれにせよ、このふるさと納税は国民の大きな関心を呼び、地方税法などの一部を改正する法律案として今国会で審議中でありました。この制度の内容は、地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額5,000円を超える部分について一定の限

度まで所得税と住民税によって全額控除するものであります。これまでの寄附金控除は、寄附金の10%程度の減税効果しかありませんでしたので、この制度改正で地方公共団体への寄附が急増するものと考えております。

南部町におきましては、今議会に南部町がんばれふるさと寄付条例を上程し、ふるさとに貢献したいという皆様の思いにこたえる体制を整備しようとしております。今後の取り組みですが、まず町民の皆様がこの制度をよく知っていただくことが一番大切だと思います。そして町民の皆様がふるさとを離れて暮らす兄弟や家族の方々にお話しいただくのが、一番効果的ではないかと思っております。そのためにも、ホームページや広報なんぶ、なんぶSANチャンネルの番組などで広報活動に努めたいと思いますし、私自身も、県人会など南部町出身者の皆様との交流を通じて、ふるさとへの思いを形にできる南部町がんばれふるさと寄附を広く知っていただくように活動してまいります。

また、寄附を簡単、確実にできる方法の工夫も大切だと思います。クレジットカードによる寄附を検討中でございます。手続がインターネットで完結しますので、寄附者の利便性が向上しますし、ポイントやマイルがたまるという効果もあるわけでありまして、いずれにしても、寄附という仕組みを借りて納税地が選べる画期的な制度であります。ふるさとへの関心も高まりますし、南部町では事業を寄附者に選んでいただく方法を提案しましたので、寄附していただくためにはよい施策を積極的に実施していく必要があると思っております。今後もこの寄附制度を運用しながら充実したものにしていきたいと思いますので、御指導をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 秦議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、西伯、会見及び会見第二小学校の耐震補強並びに老朽改造事業につきましては、先ほど細田議員の御質問にお答えをさせていただきましたけれども、平成20年度につきましては新年度予算として西伯小、会見小、それぞれに上程をさせていただいているとおりでございます。

また、平成23年度を目途に、残っております西伯小学校の増改築、老朽改造工事及び会見小学校の体育館とプールの耐震補強、老朽改造工事を完了、平成24年度に会見第二小学校関係事業が実施できますよう、引き続き努力をしてみたいと考えております。

次に、小・中学校の再編を踏まえた統廃合は考えているのかという御質問でございます。これも先ほどお答えをさせていただきましたが、新年度できるだけ早い機会に南部町の教育を考える有識者会議のようなものを立ち上げて検討をしたいと考えておるところでございます。また、答

弁の中で小・中一貫校を検討したいとお答えをいたしました。その場合に会見第二小学校のあり方をどう考えるのか、しっかりと議論することが必要であると考えております。中学校につきましては、南部中学校の生徒数がここしばらくはほぼ100名強で推移をする見通しとなっておりますので、そのあたり教育上の配慮は必要なのかどうなのか。将来展望はどうあるべきなのか話し合っていていただくことになるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、南部町百年の大計に至って、将来を見通した教育のあり方を考える中で、大所高所からの総合的な判断が必要でありますので、多くの皆様の御意見を集約をし、時間をしっかりかけて検討すべき課題であると認識をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 答弁の方をありがとうございました。

まず、教育施設の件であります。今年度の予算に、先ほども言いましたように重点的に配分されております。財政的に非常に厳しい中、学校教育、特に施設整備に重点的に配分されたということは、非常に高い評価をさせてもらっております。その中で残るのは西伯小学校の大規模改修、屋根の補強とか耐震補強とかは済んだわけですが、そのほかの全面的な計画の中のほとんどの部分がまだというふうに考えておりますので、もし予算的なもので大規模改修がなかなか難しいという御判断もあるならば、ぜひトイレ等非常に不備を生じているところを重点的に改修していただきたいというふうには思いますが、教育長のお話、答弁の中で、大規模改修もこれから年次的にというふうなお話もありましたので、そちらの方に期待しておりますが、そういうぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。23年度を目標にしてお約束をいたしております。西伯小学校への改修工事をぜひとも完了したいというのが教育委員会としての願いでございます。先ほどの答弁でもお答えしましたように、金がかかることでございますので、100%となるのかということは今後考えていかにゃいけんところでございますけれども、現在考えておりますのは、残っておりますのが当初計画を立てましたときのことを思い出していただきたいと思っておりますけれども、昇降口の増改築を行うということが一つの大きな事業でございます。それからもう一つが教室棟の全面改修、これが大きな一つの工事になります。それからもう一つが運動場側でございますね、管理棟のこれ大改修を行うということで、大きく申し上げますと3つの大きな事業がございます。財政の話は少しここに置くとするならば、もう一つこれを同時にやっていくことは、実際に学校を稼働させながらの工事ということになりますので、ほとんどこれ困難な状

態になってまいりますので、計画的に学校を回しをしながら夏休み等を活用して順次やっていかないとうまく全体が回っていかないというような工事の内容になっております。したがって、3年間をかけて計画的にその3つの工事をやりたいと、実施をしたいというのが教育委員会としての基本的な考え方でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

それから、会見第二小学校の件であります、これは24年度以降改修計画、24年度以降でしたね。これは統廃合も考えて考慮しながらの結論になるというふうに思います。12月議会でしたか、日南町が現在6校あります小学校の統合がなされました。6校統合しても1学年1クラスしかない規模の小学校が新しくできるわけでありましたが、たまたまその一つの小学校の校長先生にお話を聞いたんですけど、確かに小規模校での生徒の姿というのは非常に身近なところにおいていいわけでありましたが、競争心に少し欠けるところがあるのかなというようなコメントでありました。地域から学校をなくすかどうかというようなお話がこれからはなされていくわけでありましたが、確かに地域から学校がなくなってしまうと非常に寂しい面はありますが、しかしながら、今、学習指導要領が10年ぶりでしたか、改訂されようとしております。小学校の高学年では英語教育が週1時間必修科目としてなるようになりまして、子供たちの教育の視点からも考えて学校の統廃合というのをぜひ検討していただきたいと思います。教育長のお話の中では、有識者会議等を持ってというようなお話もありましたが、会議ができて、できれば期間を区切って早急にどうしたらいいかというお話をしていただきたいと思います。

それともう一つは、行政の最高責任者であります町長がどういうふうに学校教育を考えておられるかというところで、非常に大きなウエートができてくるのではないかなというふうに思います。それは、その次の中学校の統合についてでもありますが、細田議員のお話の中にもありましたように、学校の施設整備には予算が非常につきにくいというような御質問もございましたが、そうするとどうしても町の独自の財政の中で学校の改築等を考えていかなければならなくなります。財源がなければいかにすばらしい環境を整備をしたくてもできないわけでありまして。財政の年次的な計画も必要と思いますが、その点について財政的には例えば中学校の統廃合を考えても、可能な財政状況にこれからできるというふうに町長はお考えでしょうか、その点はどうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。中学校の統廃合というようなことが財政的に可能かどうかという

ことですが、今すぐそういうことを思いつくとすれば、とても財政的には対応はできないと、このように思っております。ただ、今の先ほど教育長の方から話しましたが、そういう教育、小学校の改築だとか耐震補強だとか、そういうことについては、一遍にはできませんけれども、年次的な計画を立てれば確実にこれは実現できるというように思っております。このたびの議会にも提案しておりますように、基金の造成というようなことを計画しているわけですが、やっぱりある程度ためておくとそういう計画も実現は不可能でありますから、町内で生活基盤だとか情報通信基盤だとか、大方の町づくりの基盤が整った今、やっぱりちょっとおくれたおったこういう部分に積極的に対応していかなければいけないというように思っておりますので、統合校舎がすぐできるかということになれば、これは難しいわけですが、あつものものをきちんと整備して供用に付すというようなことについて、積極的な対応をしていきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 教育関係に重点的にこれから予算を配分していくという町長の言葉でしたので、大変ありがたく思っております。

教育関係はこれぐらいにいたしまして、次、全国瞬時警報システムであります、これは全国1,800ぐらいの自治体があるんですかね、その中でもこのシステムを導入して活用しようとしているのが非常に少ないわけでありまして、それはなぜかという、やはり防災無線等が完備していなければ莫大な資金がかかるわけでありまして、なかなかこういうシステムがよくても二の足を踏んでいる自治体が多いというふうに聞いております。12月議会のときにそういう放送が流れたわけでありまして、確かに一度こういうパンフレットで緊急地震速報の説明を聞いたように思います。その中には、12月に流れましたような有事の際の放送というのを説明を聞かなかったように思います。それで少し慌てたのではないかなというふうに思いますが、これは緊急災害と防災、軍事的なこととはたしか警報の種類が違うような、例えばチリチリと鳴るのかブーと鳴るとかというふうに思いますが、その点の掌握されておられますか、総務課長よろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。12月には、住民の皆様を初め多くの皆様に防災無線が突如と流れたということで大変御迷惑をかけたことを、この場をかりて再度おわびしたいと思います。申しわけありませんでした。防災の関係と、先ほど言われました国民保護の関係のアラーム音のことでございますけれども、地震につきましては、南部町ではNHKが使っ

ておりますアラーム音を採用しております。それから、緊急情報であります国民保護の関係、これにつきましてはサイレンを鳴らすということが大きな違いでございます。そのように御認識いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） それでは、12月に鳴ったのは決して誤報ではなくて、そういう試験放送か何かを流したということですね。それはなぜかという、このシステムを導入していないところには放送が入ってこないわけですから。それで、総務課長の説明では、岡山でそういう軍事的な訓練の放送が誤報で入ってきたという認識でしたけど、それは少し違うんじゃないかなと思います。これは自動的に入ってくるシステムじゃないですか、違いますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。実は、本日も2件の町が訓練をしております。下の総務課の方でも聞いていただけますけれども、島根県の吉賀町と長野県の長和町という町が本日やっておりますし、今月、3月のみであっても13の県または市町村が訓練をしております。これは避難誘導を住民の皆様にしていただくという訓練ではありませんで、J-A-L-E-R-Tの受けた、鳥取県だとか県の規模で受けて、それを各担当市町村に伝達して、今、避難情報が流れたのでそういう体制をとれという避難の訓練をするものでございます。昨年12月のこの事態は、岡山県がその事態の訓練をするということを聞いておまして、南部町としても本来は手動の方にして何があっても入らないようにしておくべきだったんですけども、自動にしておりました。その上に、消防庁の方が島根県地域指定をするのですが、そのときに岡山県の地域と鳥取県の地域を、あってはならないことなんですけれども、操作ミスをしたと。消防庁の方からそういう通告があったのは、鳴ってから15分から30分かかった後だったという事態でございます。したがって、違うのではないかとということではありませんで、そういう事態でございます。

対処としまして、計画がとにかく早目に計画をくださいということを言っております。その日になりましたら自動ではなくて、きょうも島根県と長野県でしておりますけれども、手動に操作をするということで徹底しております。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。

この件はこれで終わりにして、最後に、基金、寄附制度について質問をしたいと思います。先ほど町長の方から説明を受けましたんですが、今議会でさくら基金という基金制度を上程されま

して、受け皿として善意の寄附という形で対応されます。2年前に長野県の泰阜村に行政視察に行ったときにこの話を聞きました。そのときには大して気にもとめてなかったわけではありますが、私の考えとして全国からそんなに寄附が集まってくるかいなというような思いで聞き流したというような気がしております。しかしながら、菅総務大臣がふるさと納税制度というような発想を発表されましたと同時に、このふるさと納税というような話が活況を、注目を浴びてまいりました。それが引き金となって、今4月議会でも県内で13の市町村がこの制度を検討しております。全国1,800ほどの自治体があるわけではありますが、多分今年度中に1,000カ所ぐらいこの制度が多分条例化されてくると思います。そうなれば、市町村間の競争となってきます。各町村でどれだけ住民にアピールできるような施策を提示していくか、そして寄附をいただいたところにどれだけ誠意を持って情報を再発信していくかということがポイントとなると思いますが、先ほど町長はクレジットカードというお話もされましたが、もう少し具体的な説明を総務課長の方であればお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。町長の方が申しましたクレジットカードというシステムでございます。これは皆様もお使いになったことがあるかもしれませんが、今、インターネットを使いましてクレジットカードを使ったお金の支払いだとかというものがたくさんございます。中には公金の支払い等も今、クレジットカードを使ってインターネットで支払うということや、納税につきましてもe-TAXというような方式で、ますますコンピューターを使った、またインターネットを使ったことが今脚光を浴びております。

現在、南部町が準備を進めてますのは、ヤフージャパンの関係で、こういうシステムがあるということで取り組もうというぐあいに考えております。詳細につきましてはこれからヤフーとの契約だとかについて詳細詰めてまいりますけれども、寄附に対する利便性は数段、格段に上がるというぐあいに思っております。遠く暮らす方でも南部町とのやりとりの中で、少ない手間ですぐに寄附をいただけるというシステムになるんじゃないかというぐあいに期待しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。多分インターネットの方で調べておられると思いますが、この泰阜村、2004年に始めたんですけど、今までどれぐらい寄附があったかというのを多分総務課長、総務課の方でも調べられていると思いますが、これは我が町の制度では8つの事業でしたか、これは泰阜村の場合は人口2,000人の村です。そして20

04年度にこの制度を始めて4つの項目で、4つの事業名で寄附を募っています。1つは、学校美術館修復事業、それから在宅福祉サービス維持向上事業、自然エネルギー活用普及事業、それから使い道の指定のなかった寄附金、これで2004年度から平成20年1月31日現在で2,279万8,531円の寄附が集まっています。今予算には100万円寄附金が想定されて計上されていますが、思った以上に寄附が集まっています。この寄附を集める一番のいいところといえますか、推進する力となるのは、やはり税金である程度補てんがしていけるということですね。それがどれくらい寄附していただく方に周知できるかということも、寄附を納めようという気になるかという、気持ちになれるかということでもあります。その税対策の点で、町長の方から御答弁もあったんですが、総務課長、もう一度その辺を調べておられましたら御答弁よろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私の持っております手持ちの資料は、一番先進しておりますのは福井県の西川知事が発案者だということで、福井県が多分トップランナーではないかなというぐあいに思っております。福井県の情報を集めております。そのホームページの中でも見ていただければわかると思いますが、ふるさと寄附金のどのくらい想定しているのかという試算がございまして、福井県の試算ですが、大体全国で8,369億ぐらいのお金が動くのではないかと。今が269億ですので、約31倍の寄附が新しく動き出すのではないかと。うぐあいに言われております。

具体的な納税したときの負担額でございますが、控除額が今度から税額を直接控除することになりますので、荒っぽい言い方をすれば、5,000円はみずから自腹を払わなくちゃいけません。あとの部分については全部が税額控除になるということだと思います。したがって、都会に住んでおられる方が5万円南部町に寄附された場合に、5,000円は仕方ありませんけども、4万5,000円部分は住んでおられるところで住民税と所得税から控除を受けられるというぐあいな制度だというぐあいに認識しております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 今、総務課長の方から御説明があったわけですが、5,000円は自己負担、あとの4万5,000円、5万円の場合4万5,000円は控除されると。住んでいる自治体に税金を払うか、あるいは自分が育った町に寄附として納めるか、どちらかを選ばれるわけですが、そういうことを強調していけば、決してあながち今議会で上げておられます100万円というような金額ではないような気がします。ぜひ町のいろんな施策の中で、都市

に住んでおられる方が、あるいは町外に住んでおられる方が興味を持ち、そしてこれなら寄附をしようというような施策をぜひ実行していただきたいというふうに思います。そのためには、寄附をされた方にできる限り親切に対応をできるような、あるいは町の事業を説明できるような、町長の方からは県人会等に出かけて行って町の実情を説明し、そして賛同を得たいというふうというお話がございましたが、ぜひそれを積極的にやっていただきたいというふうに思います。

総務課長の方から金額は全国で動く金額を言っていたいたんですが、びっくりするような金額がこれから動くわけでありますが、その一部でも町にいただければ、削減するばかりでなく、いただけるチャンスがあるわけでありますので、その点、再度町長に御決意を伺って最後の質問にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。ふるさと納税でありますけれども、寄附でありますけれども、額は今8,300億以上の金が動くのではないかという見通しですけれども、どうも過去からの例でいいますと、我が国の国民はあんまり寄附ということについてトレーニングができていないといまishょうか、そういうことだったので、いきなりこういう規模になるのなかと思って内心は思っておりますが、しかし、自分の出身したふるさとのことを思っていささかでも貢献したいという気持ちに、このような形でこたえていくということは、金額的なことよりもそういう今、都市と地方の格差などが言われている現状の中で、私は意義があるのではないか、そういう面で意義があるのではないかなというように思っております。私自身も、ちょうどサンフレッチェの丸谷君が来てくれましたので、ぜひ南部町の方にふるさと納税を頼むというようにお願いしておきましたし、それから自衛官になる若者が2人これも来てくれましたので、このお二人にもよろしく願いをしておいたような次第でありまして、話題性が非常にあって、それだけまた自分の町の町づくりに責任もあるし、それから誇りに思っていただけのような、町づくりを通じてこの制度を育てていくというのが一番大切なことではないかなというように思っているところであります。

それと、もう1点申し上げます。それは名称のことでも塚田議員さんから御指摘もあったわけですけれども、私はやっぱり全国を貫くような名前がいいというように思うわけです。みんなが、ああ、なるほどって思ってくれるような最大公約数的な名称で南部町は掲げていき方がいのではないかというように思っております。1億2,700万人も人口があるわけですから、サンショウウオという名前も希少動植物の中で書いてありますが、そういうことに非常に興味がある方もたくさんおられるのではないかというように思うわけですし、やっぱりこの中でちまやらずに、ヤフーを使って日本国じゅうに募集するわけですから、私はやっぱり日本国じゅう

うを貫くような名称にしたいもんだなと思って、最大公約数的な意味でさくら基金という、通称をですね、いうことにいたしました。これはいろいろ御議論があるところだということに思いますけれども、気持ちはそういうことでございますので、御理解をいただきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 11番。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。これで終わりたいと思いますが、私はさくら基金で結構だと思ってますので、ぜひそれで進めていただきたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で11番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 若干早いんですけども、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。午後は1時から再開したいと思いますので、御参集賜るようお願いをいたします。休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 午前中に引き続いて会議を再開いたします。

15番、宇田川弘君の質問を許可いたします。

宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 通告をしております2点について質問をいたします。

午前中にも同僚議員の質問がありましたけども、重複する部分がありますが、よろしく願いをいたします。

少子化対策について伺います。鳥取県の人口も60万人を割り込み、南部町でも今年度生まれられたお子さんが60人と少なく、ちなみに先日の中学校の卒業式がございましたが、南部中学校、法勝寺中学校を合わせて106名の卒業生の皆さんがおられました。また、2年生は89名、1年生は133名と、また亡くなられた平成18年死亡者も147名もに及んでおります。この南部町の人口の対策につきましては、南部町でも外から来られて家を建てられた方等につきましては固定資産税の還付事業が行われておりますが、いわば外向きの事業は行われておりますが、内向きの事業についての方策はどのように考えておられるのか、また鳥取県でも3世代住宅取得を優遇する特別税制措置が考えられておりますが、南部町では取り組みがどのようになされるの

かを伺いたいと思います。

次に、企業誘致についてお尋ねをいたします。工業団地の確保につきまして、いわば原工業団地も満ばいの状態にあります。また、180号バイパスも工事着手も決まり、南部町発足以来、ちょっと私の調べましたところ、ミヨシ産業というのが落ちておりましたが、栗村ポンプが参りまして栗村ポンプのかわりにミヨシ産業が入りましたが、それを除きますとこの合併以来新しい企業が参っておりません。この180号バイパスの開通に伴い、その周辺に工業団地を造成し、人口増にもつながり、また就労の場もふえると思いますが、このバイパス開通に伴う山等の開削により工業団地をどのように考えられるのか、伺います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。宇田川議員の御質問にお答えをしております。

少子化対策でございます。合併前からそれぞれの町で若者定住対策として働く場所の確保のために企業誘致を進め、あわせて福祉施設を充実させることで雇用を創出してまいりました。そして新しく住宅団地を造成し、転入してこられる方に保育園の受け入れ体制も充実させながら、若い世代の定住に努めてまいりました。その流れは合併後も変わっておりません。その結果として、人口の減少が他町村と比較して南部町はわずかな減少となっていることに、政策に自信を深めてまいりました。議員が言われたように、平成19年度は現在のところ出生数が60名で、3月末までの予定2名を加えても62名と、過去最低となります。今年度の出生数は結果的に過去最低になったものであり、もう少し状況を見守りたいと考えております。

ことしの春から原工業団地のビブラコースティックが工場を増設し、新たに60名を雇用する予定でございます。働く場所が確保できれば都会へ流出する若者にストップをかけ、同時に転入者の増加も見込まれます。そうなれば必然的に少子化に歯どめがかけられると考えております。今後も企業誘致などにより働く場所を確保し、福祉の充実を図りながら福祉の町南部町を今まで以上に前面に出し、皆様から暮らしやすい町、安心して子育てができる町と言われるように、一層施策を充実させてまいります。

また、学校の再編についてどうかということでございます。先ほど来、同僚議員さんの御質問にお答えしてまいりましたように、南部町の教育を考える有識者会議のようなものを立ち上げて検討したいと教育委員会が考えておりますので、その検討結果を尊重したいと思います。ただ、先ほども述べましたように、会見二小の考え方につきましては平成10年に結成されております会見第二小学校存続検討委員会において存続が検討された経過や、その結果どうであったのかしっかり検証もしながら、今後のあり方を全町民が共通理解しておくべきだろうと考えております。

中学校につきましては、先ほど秦議員さんの御質問にお答えしたとおりであります。長期的な課題となると思いますが、将来展望はどうあるべきか、短期的な対応としてどんなことが考えられるのか話し合っていきたいと考えております。

次に、企業誘致と工業団地の確保ということでございます。本町では合併後の平成17年3月に株式会社ミヨシを第1号で誘致いたしております。町内誘致企業の現状を御報告いたします。鳥取県グリコ株式会社、NOK株式会社鳥取事業所、株式会社細田企画など14の企業があります。その14企業の雇用者の総数は1,089人であり、うち町内者の雇用は315人、割合でいえば28.9%となっております。平成17年度調査に比べると町内者の雇用が約5%伸びております。また、雇用形態では、正規社員が834人、非正規社員は255人となっており、割合は正規社員が76.6%、非正規社員が23.4%という比率です。平成19年度の税収見込みで見ますと、誘致企業14社で法人税2,434万1,000円、固定資産税8,339万3,000円で、合計しますと1億773万4,000円となります。このように、誘致企業におきましては、本町に対して雇用税収の面からも大変御尽力をいただいていると思っております。

現在のところ、新規の企業進出の計画はありませんが、平成19年度には株式会社ミヨシが鳥取県の助成を受け、約1億4,000万円の設備投資を行い、14人の新規雇用を生む予定であります。また、同様に鳥取ビブラコースティック株式会社も、神奈川県藤沢市などからの業務移管に伴い、約3億円の資本を投下して工場を増床され、60人以上の雇用を創出する予定になっております。町といたしましては、新規企業の進出も当然求めていくところではありますが、既に来ていただいている町内企業におかれましては、設備投資や増床など格段の御努力をいただき、事業拡大による町内者の雇用の確保など町にも大きく貢献をいただいております、感謝をしているところです。

一方、新規の企業誘致対策としては、企業立地促進法に基づき平成19年5月に鳥取県内全市町村の参画をもって鳥取県地域産業活性化協議会を設立しました。これにより、この協議会に企業誘致専門の職員を配置し、鳥取県の県外事務所などと連携しながら一層の企業誘致活動に力を注いでいるところであります。本町といたしましても、鳥取県及び町内誘致企業などと連携を深め、より多くの情報を収集、発信しつつ、新たな企業誘致の可能性を模索してまいります。税収増の観点からも、若者定住を考える上でも就業機会の確保が必要不可欠であり、企業誘致は重要な施策の一つだと考えております。

また、グリーンパーク大山は、ゴルフクラブは新聞紙上で御存じのとおり、韓国のエマーソンパシフィック社並びに鳥取県との間で7年間の協定がなされました。4月には協定を記念して2

008 SBS コリアンツアー、エマーソンパシフィック鳥取県オープンという韓国の男子プロゴルフ大会も開催されます。将来的にはゴルフ場の拡張なども視野に入れ、鶴田残土処分場跡地などの公有地への新たな企業誘致をリンクさせたいと考えます。

また、国道180号バイパスが平成25年ごろに完成しますと、住民はもとより各企業にとっても物流コストの面、通勤の面など非常に大きな効果を生むわけでありまして、こういったインフラ整備がされることにより、企業にとっては進出の好材料がふえることになりまして、利便性の高いよいイメージを持っていただけると確信をしております。

議員が御提案の国道180号周辺に工業団地を整備してはどうかということですが、御存じのとおり国道周辺は農業振興地域の中心をなしております。水道、排水、農振除外、隣地の同意などクリアすべき条件も非常に多くございます。また、造成に伴う経費や土地価格を考えますと、企業にとってもかなり厳しい条件になるものと想定をしております。180号周辺での工業団地の整備は困難ではなかろうかと思っております。南部町では企業誘致に関しまして、公有地の有効利用、周辺住民への影響、自然環境などを総合的に判断をいたしまして、必要に応じて工業用地を整備していきたいと考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） お答えをいただきましたが、先ほど生まれられた子供さんが平成19年度62名ですか、一番少ないということですが、この平成19年度はそうですけども、さかのぼって17年、18年もいわば90名のお子さんが出ておられるということは、平均すればことしは60名であります。そうお子さんの出生というのは望めないと思います。先ほど申し上げましたように、外から来られる方に対しての施策というのは、確かに固定資産税の還付というような形で取り組んでおられますが、私がいろいろ町内の結婚される若い皆さん方がいわば結婚されたら米子の方へ出ていかれるというようなことがままたま耳にするわけです。そういう外から来られる方に対しての方策というのはなされておりますけども、いわば地元におられる方が結婚されて外に出られる、それはニーズはどこにあるかということは別にいたしますが、そこで例えば鳥取県がこれから取り組もうとする3世代住宅取得を優遇するという、そういう取り組みに対して、やはり我が町でも外に出ていきてもらわない方策というのは、長い間そこでお父さんやお母さんやおじいさんやいろいろ生活されておる中で、いわばこれからの子供さん方の教育のためにもやはり3世代が住むような町づくりというものを進めていくべきではないかというふうに思うわけですが、この3世代を住んでいただくための県はそういう施策を講じるわけですが、それに乗じた施策を考えられるというような考え方はないのか、その点について伺いた

いと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。3世代住宅についての施策を考える気はないかということでございますけれども、県の3世代住宅の施策というのをまだはっきり承知しておりませんので何ですけれども、非常にいいことだろうというように思っております。ただ、アンケートの結果などから推察いたしますのに、若い人はどうも同居したがる、同じ宅地の中に別な棟を建てて暮らすというようなことはあるようですけれども、案外同居したがる。理由を尋ねてみますと、子供に悪いくせがつくというようなことを堂々と回答を寄せられる若い御夫婦があるわけでありませう。そういう価値観の変化と申すでしょうか、3世代住宅に住んでおじいさんやおばあさんから孫のしつけも、あるいは子育て、子守、そういうこともやっていただいた方が、子供のためにも、また核家族化してさまざまな問題が起きておりますけれども、そういうことを修復するのにもいいと、そういう何といいましょうか雰囲気といいましょうか、流れといいましょうか、そういうものがやっぱりもうちょっと出てこない、なかなかそういう施策を打ち出しても広がりがいいのではないかなと思って今聞かせていただいております。いいことには私は違いないと思っております。私も3世代同居して大きくなっておりますので、よさは十分承知しておりますけれども、最近の若い世代にはなかなか受け入れられないという実態から、困っておると申すのでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） この日付というのは、鳥取県の平井知事が昨年11月議会でこれは発表しておる記事であります、その中では、県内の3世代同居世帯は現在約2万5,000世帯あるというふうな記事であります、その中で税の軽減分として1軒当たり約36万円軽減するんだと。そうしていわば今町長が言われましたように、1つの敷地内でそういう子育ても含めたもので取り組んでいくんだといういわばそういう施策を鳥取県はやるんだということを言っております。今言われたようにニーズというのはいろいろあるかと思っておりますけれども、片方の政策としては、外から来られる方に対しては南部町もそういう政策をとっておるわけです。しかし、今この南部町におられる方が外に出ていかれるという歯どめをかける方法の一つとしては、そういう方法も必ずしもニーズがいれば外に出るだけのニーズではないと思っております。そういうことがあれば、県も応援して、町も応援して、そういうことがあれば幾らかの方は、何%の方かは残られる可能性というのは私は十分に考えられるではないかというふうに思っております。そういうことが、片方もそういう減税の対策をしましと、片方もそういう還付の対策をしま

しょうと、そういうものを相乗効果というものは私は必ずしも否定するものではないというふうに考えますが、11月にそういう発表があった、それを踏まえて今すぐこの新年度の予算に云々とは言いませんけれども、政策としてはそういう政策も私はとるべきではないかというふうに考えますが、町長が先ほどおっしゃるように、いや、なかなかそうは言ってもニーズがないんだとっていう、そこで切り捨てるのではなく、政策としてはやはり前向きに取り組むというのが私は町長の責任ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。否定的にとらえているわけではございませんよ、誤解がないようにしてくださいよ。そういう施策は県においても必要があって、施策の効果があると踏んで取り組まれるということだろうと思いますから、そういうことについては私は評価をいたしております。ただ今、南部町ですぐどうかということについては、あんまり勉強しておりませんので、もうちょっと研究をしてから対応させていただきたいということでございますので、御了解をいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） わかりました。勉強してから考えたいという答弁でございますので、そのように承知おきをいたします。

それから、この少子化の問題につきまして、学校の再編ということを言っておりますが、学校の再編というのは合併時のときに、いわば校区の変更等も含めて議論をしたわけではありますが、例えば午前中の中学校の統合というような問題もございましたが、仮に中学校の統合ということは近い将来必ずこれは出てくる私は問題だろうというふうに思います。その中で一気にほんなら統合というのがいいのか、それとも段階的に合併時にいろいろ考えられたように、いわば校区、地域の皆さん方がどこの校区にという、そういういわば再編ということもやはり考えていって、その次にやはりいわば統合という、統合というのは私は近い将来そう長くない時期に統合していかないけんというのは、これはもだれが見てもそうだなと。でも、そういうものを論議をしていく中で、やはり前段というものがあっていいんじゃないかなというふうに思いますが、この件について教育長なり教育次長なりの方で答えを願いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。午前中の中で、統合問題少し出たところでございますが、私自身は午前中の答弁でもお答えしましたように、総合的に少しいろいろな角度からきちっと積み上げた論議をすべきだろうというぐあいに思っておりますので、統合という考え方

も一つの選択肢であることは事実ではあるけれども、少ししっかり時間をかけて住民の皆さんの共通理解が得られる形で考えるべき問題だろうというぐあいには思っております。

その間、その経過の中で、今、宇田川議員さん言われますように、中学校区の見直しを考えてみてはどうかと。確かに合併後、このことについての御質問いただきましたし、私もお答えしました。そういうことを一度具体的に考えていくということも、これも私は一つの選択肢だろうというぐあいには思っております。有識者会議というようなことを申し上げましたけれども、そういうことの中の一つにはこういう案件についても検討してみるべきではなからうかということは、案件の中の一つに上ってくるんであろうというぐあいには思っております。

宇田川議員さんの御質問、答弁の機会を得ましたので、一つだけ誤解があってはいけないと後で私思いましたので、少し関連をすることですが、お時間をいただきたいというぐあいには思っております。午前中の話の中で、適正規模というのはどうかという話がございまして、私見でございすけれども、150ぐらい前後かなというような話をいたしました。ややもしますと、数字を言いますと何か数字がひとり歩きをするという側面も私はあるように思っております。

現在、南部中学校が150名を切っておりますので、だから南部町の教育がだめなんだというぐあいには全く思っておりません。この間不登校の子供の研修をいたしました。南部中学校のある子供の事例研究を大学の専門家の先生をお呼びをして小・中学校全教職員で研修をいたしました。そのときに、南部中学校がとりました対応策というのをずっと列記をいたしました。その中で、大学の先生の御指導をいただきましたけれども、大学の先生は今この子にとっておる対応というのはほぼ100点満点の対応ができていますと。しかしながら、この100点満点の対応は、南部中学校だからこそ、あるいは南部中学校の規模の学校だからできたことではないんでしょうかねという評価をいただいたところもございす。ただ単に数ということだけで論ずるのではなくて、基礎学力のもちろん問題もございすますが、そのほかの問題もさまざまな角度から協議をしてその方向性を出すべき問題だろうというぐあいには認識をいたしております。私の答弁の言葉足らずの部分があったかと思っておりますので、少し補足をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 先日、中学校の卒業式に行きまして、全体の人数がいわば100人ちょっとだということで、結局15年先にはどのようなことになるのかというのが見えてくるわけです。というのが、17年、18年にお生まれになった子供さんが90名、19年度が62名ですか、そうしますと、いわば15年先、14年先には、もう90人から60人程度のいわば

南部町の中での児童数になっていくということでもありますので、そう長いスパンで物事を見ていくというわけにはなかなかいかないような気が私はするわけです。そこで、いわばそういう校区の再編だとか、そういうものをやはり住民、保護者だけではなく住民が一体になってこの問題についてどう取り組んでいくかということをお急ぎに考えなければ、いわば15年先には60人の中学生の子供さんの卒業ほかおらんだよという状況にもう発生するわけです。だから、そういうことを踏まえて、やはりもちろん投資もそうでしょうけれども、そういうものを踏まえて、今からそういう地域に対して、もちろんお子さんのいらっしゃる家庭なんかの意見も十分に聞きながらそういうことを進めていただきたいというふうに思いますので、今教育長がおっしゃったことはよくわかりますけれども、逆に15年先はどげだということがこれはもう数字で見えてきておるわけですので、その辺についての取り組みをさらに深めていただきますようお願いいたします。答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。宇田川議員さんの御意見について承りました。決して私もそのことに反対をするものではありません。このたびの議会にも教育の日条例というのを上程をさせていただいておりますけれども、この意図は、こういう問題も含めまして将来の子供たちの教育体制をどうするのか、みんなで考えていただきたいと。全住民の課題としてみんなで将来をどう見詰めていくのか、そのために今何をせないけんのか、そういう願いもございますので、有識者会議ということをお申し上げておりますけれども、これをスタートにしながら住民の皆さんと、あるいはコミュニティースクールというような制度も使うこともあると思いますけれども、御意見をいただきながら合意形成ができたならというぐあいに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） ひとつ統合ということも踏まえて、そういう地域が一体となって取り組んで、どのようにするかというようにお願ひをしたいというふうに思います。

次に、企業誘致につきましてですが、農村工業促進地域というのは、いわば全体の像を私は把握しておりませんが、全体像として旧会見の場合は承知をしておりますが、このバイパス周辺はありませんが、工業促進地域、農村工業導入促進地域というのはありますが、この点についてわかればお教え願ひしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 町内での工業導入地区の状況というようなことのお尋ねで理解してい

いでしょうか。

○議員（15番 宇田川 弘君） はい。わからにゃわからんって言ってもらっていい。

○副町長（藤友 裕美君） きょう私が今把握しておりますのは、旧西伯時代、旧西伯という表現がいいのかどうかわかりませんが、今の実態としましては、2カ所ございます。1カ所は、鳥取グリコが工場が進出したところが第1期の工業導入地区ということで指定をいたしております。その後、工業導入地区が住居が周辺になるということで、新たに変更しまして、原の工業団地、あそこを農村工業導入地区という地域指定をして原の工業団地を造成をしたという経過でございます。えらい申しわけございませんけども、旧会見の方で工業導入地区がどこだったのかというのは、今ちょっと私は把握しておりませんので、旧西伯の状況を申し上げたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 会見地区が集中しておりますので、この180号バイパス周辺というのは、山でも開削するという考えがあったもので、そういうことを申し上げましたが、なかなか開削したりするという、いわば土地単価というものがそう簡単にはいかないということでありまして、会見地区では細田企画ですか、細田企画の少し上手が残っておりますし、樹園地農道の田住のいわば農地になっておる周辺がかなりの面積が指定をしております。そういうこともありまして、ぜひ180号バイパスができたから必ずその周辺ではなくてはならないということも申し上げませんが、今後のいわば人口対策、また就労の場、そういうことを考えますと、必ずそこではなくてはならないということではありませんが、その周辺ということも考えられますし、先ほど町長の答弁の中でもゴルフ場、グリーンパークのゴルフ場ということが言われましたが、例えば韓国の方でも、あの周辺にホテルでも建ててくれるとか、それからいわば先ほど申し上げましたように工場群等がその田住の上の畑の方が指定がしておりますので、そういうところに例えば将来的にするといたしますと、先ほど町長が言われましたようにインフラの整備として、樹園地農道がいわば田住の、萩名の上になりますか、橋がかかっているところまでは整備がしております。それから米子の方に向かっては、いわば南部町の地域でなく地域外になるもので、その先が未整備になっております。今いろいろと言われておりますが、道州制を導入するとかというような時代になって、伯耆町だとか南部町だとか米子市だとかというような時代では私はないというふうに考えます。地域が一体となってそういう町づくり、地域づくりをしていくのが、これは当然な施策ではないかというふうに考えますが、今後その樹園地農道、もちろんグリーンパーク大山、韓国から来られるお客さんの来られる道路としても、その道路の整備というのは大

変重要な課題ではないかというふうに考えます。そういう取り組みについてもどのようなお考えなのか、今すぐできる問題ではございません。もちろん国の方にもお願いしなければならない問題はたくさんあります。今、騒いでというか、話題になっております道路特定財源の問題もありましょうし、そういうものを含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。合併をいたしまして、両町の現状といたしましょうか、そういうものをつぶさに知る必要があるということで、方々を見させていただきました。特に私は旧西伯の方の出身でございますので、会見の方を水源だとか道路だとか見て回ったわけですが、特に今御指摘の田住の部分ですね、奥の方は非常にすばらしい拡幅の道路がついておりますのに、入り口は狭いということで、不思議に思って聞いたわけですが、これは伯耆町の地内になるということでございまして、自分の町に自分の町の町道をつけるのは、非常にみやすいわけですが、よその町に南部町の町道をつけるということは、これはちょっと難しいようでございます。そういうことも伺ったわけですが、いずれにしても今回のこの韓国のエマーソン社との提携によってグリーンパーク大山を中心にしたあの地域が今後開発ということになってくるわけでありまして、そういうことも踏まえて、拡幅の必要性は私はあると思っておりますので、早急に検討をしていきたいというように思います。

それから、エマーソン社でございますけれども、これはテレビでも報道されておりましたし、それから私自身も訪韓しまして直接副社長さんとお話をしたわけですが、南部町に投資をしていただきたいというお願いを直接して帰ったわけですが、今お話をいただいたように、ホテルですね、ホテルというようなこと、それからコテージというようなものを私が聞いたところでは200ぐらい建てたいというお話がございまして、そういうことが具体的になったときには、企業誘致というようなことではなくて、また違った意味の町の発展、雇用の開発というようなこともできるのではないかなというように大変期待をしているところであります。

それから、南部町だとか伯耆町だとかいうようなことなくということですが、これは今、米子を中心としてといたしましょうか、米子や安来や松江や境港や、私どもは米子が中心になってほしいと思っておりますけれども、中海市の構想があるわけですし、こういう中海市の構想などの中で南部町としてはどのような位置を、ポジションを占めて役割を果たしていくのかということとは、これから町づくりを構想する上で非常に大きな課題だろうというように思っております。中海市の端っこになってしまうのでなくて、むしろ中海市の中核になるような地域にしなければいけません。そういう構想を頭の中に描きながら、やっぱり今ある当面する農道の整備だとか道

路の整備だとか、そういうことにも対応していかなければいけないというように思っております。大きなところで考えていくということについては、もう全く異論はございませんし、同感でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） いろいろと前途が明るい答弁を町長からいただきました。一つこういう前途が明るい答弁をいただいたということで、これを前進させるという意味では、片一方では教育の日ですか、教育月間というのがありますが、それをかりるわけではありませんけれども、職員の皆さん方が一丸になってそういう企業の誘致だとか、それからそういう観光面のプラスになる部分を、例えば役場がチームを組んでいただいて、1週間なり明けていただくということは仕方がないにしても、町民がそういう前向きで喜んで、ああ、南部町はこれから明るくなって、見通しが明るくなるぞというような施策の週間なり月間なりを逆につくっていただいたらなというふうに思います。これは町長の考え一つでどげにでもなることだというふうに考えます。これはお願いで終わりますけども、そういういわば県も韓国との交流を密にしておりますし、南部町もそういう韓国との交流があります。そういうことも踏まえまして、ぜひとも庁舎内のチームをつくっていただいて、これから雇用の面、人口の面、いろいろな面で奮闘していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で15番、宇田川弘君の質問を終わり、続いて、5番、青砥日出夫君の質問を許可いたします。

青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥でございます。

議長のお許しをいただきましたので、壇上からの一般質問をしたいというふうに思います。

けさ、格調高く一般質問をしようというつもりでおりましたら、娘が、お父さんは顔色が悪いけんテレビ映らんわって言いましたけども、それにも負けず頑張りたいというふうに思っております。

20年度施政方針についてでございます。この施政方針については、いろいろその中で、町長の述べられる中、また予算の中でいろいろと説明をいただいたわけですが、若干その中でもというところはないんですが、少し立ち入って聞いてみたいというふうに思います。

まず、地域振興協議会のところが書いてありますが、すべて立ち上がって今、ジゲの道交付金要綱、もう向こうに出してあるというふうに聞いてもおりますが、どういうふうないわゆるお金

をどういう流れでどういうところに、例えば地区におろすのか、協議会におろして協議会がいわゆる元請みたいな形でお金を受け取るのか、そこら辺のルートをきちんとお聞きしておきたいというふうに思うわけです。

もう一つは、次に、当面の課題であるという部分で農業振興、財政の確立、福祉施策の充実、子育て支援対策とか、具体的にお話も予算の中で聞きましたが、その中で非常にことしは、去年は何度も言われました教育予算について非常に大幅についておりまして喜ばしいことだというふうに思っているわけですが、いろいろやられるこの施策の中で、お金を出せばいいという部分ではないので、やはりそういう例えば農業振興ということにつきましては一定程度のやはり結果、結論を見据えたお金の出し方、お金のつけ方をしていかなければいけないというふうに思うわけです。例えば、子育て支援対策というのは、やはりすぐこういうのは見えるわけですが、農業施策振興体制の確立ということは、体制は確立したけども結論がなかなかついてこないというようなことでは困るわけで、具体的に農業振興体制の確立という部分について、これから南部町の農業はどうあるべきかという部分についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

次に、し尿収集の減少により、この金額は条例の方で変更になって、180円が200円になったということでお聞きしたわけですが、し尿収集の減少といたしましても、これから20円の幅がし尿収集だけではなく今の世情に合っていないのか、本当にそういう要請で20円の値上げ幅を示してきたのか。20円というのではそんなに変わらないではないかなと私は実際思うわけですが、そこら辺の背景を若干もう一遍お聞きしたいというふうに思うわけです。

続きまして、桜花塾の取り壊すという予算がついておりましたけども、内部にいろいろな祭りの道具とかが入っておりまして、かなりの物品がございます。その具体的に移動部分はきちんと確保して置かれているのか。といいますのは、その中に法勝寺の花まつりのぼんぼりとか、たくさん物品がございます。そういうものがちょうどこの期をそうして準備をしなければいけないというときでもありますので、そこら辺のきちんとしたところを明確にお話ししていただきたいというふうに思います。

続きまして、合併浄化槽の保守管理についてということで書いておりますが、合併浄化槽の保守管理というのは、以前、浄化槽事業を始めるというときに町長が、浄化槽のいわゆる専門員を育成してその保守管理をするのだということを話されたことがございました。その事業については、その後検討され、どういうふうな結論になったのかと。また、外部委託で毎年の金額というのは、これは予算に出ておりましたが、毎年2,000万ということで外部委託をされております。その2,000万の金額が妥当かどうかはよくわかりませんが、個別の換算をいたしますと約1件

について年間5万円ぐらいの保守管理料を町が払うというような計算になると思いますが、そこから辺のいわゆる妥当な金額なのかというところがよくわからないわけですが、一応2,000万という金額少しでも減らすということができるとすれば、管理資格、保守資格がどうあって、どういうふうにできるのかできないのか、またもしできたとしてもそういう費用対効果はもう望めないよということなのか、というところをお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、法勝寺公園の桜土手についてでございます。法勝寺公園の桜土手につきましては、その前に私も所属しております桜守、河畔クラブの今昔と桜の現状などを話してから質問したいというふうに思いますが、南部町の町花でもあります法勝寺土手の桜並木は、ことしで60年近くになります、約60年。木の傷みも激しくなりました、年々枯れ枝もふえてきました。河畔クラブのOBの方々が、幼年期から手入れをされ、それを見守ってこられ、現在に至っているわけですが、思い起こして見れば、平成3年に河畔クラブの40周年記念式典をしたわけですが、そのとき磯田元町長がいらっしゃいまして、河畔クラブの発足と私の村長の初当選が同期であったというふうに話されました。実に歴史を数えた桜であるということかと思うわけですが、しかし平成3年というときは、まだ法勝寺の土手の桜も元気がよくて、非常に継続的にきれいな花も咲いておりました。町内外からのお客様や私たちを本当に楽しませてくれる、本当にきれいな桜が毎年咲いていたわけでございます。

しかし、あれから17年、桜もピークを過ぎ、毎年枯れ枝が目立つようになってまいりました。木も巨木となりまして、いろいろとモルタルを塗ったり手入れもしてきたわけですが、だんだん難しくなり、テングス病も老化とともにふえてきました。その後、余りにも高い木でありますので、スカイマスターを借りるなどして毎年1回の手入れを2回としたところですが、余りに老化が進みましてテングスの巣とも思われるぐらい、ほとんどがテングスに冒されているという土手もございます。限界に近づいた巨木の延命はなかなか困難になってきておりまして、今は新しく植栽した鴨部の土手、落合の土手など、若木の手入れをしているところでございます。

今日まで町の発展や先人の、また私たちの成長を見守ってくれた法勝寺土手の桜並木が枯れていくのは非常に寂しい思いがするのは私だけではないでしょう。しかし、少しずつでも入れかえをしていかなければ、そのうち大変な事態も起きかねないという声も出ております。それは、通学路に張り出した枝が枯れ落下する事実がこのごろ頻繁にあるからです。

そこで、質問と提言をしたいというわけですが、通学路ともなっている法勝寺の桜土手のやはり定期的な桜の枝が落ちないか、またそれも大きな枝が頭の上から落ちてこないかということの管理をやっていかなければいけないというふうに思っているわけです。私の所属しています河畔

クラブでもいろいろとそういうところに目を向けて今ごろは見ているわけですが、非常にちょっとした見落としがあったり風が吹いたりすると、いつも定期的にやってないものですから、うちの管理が年に2回、またその間を五、六回定期的に見るぐらいのspanですので、非常にそこまで見るのが手が届かないということでごさいます、これは産業課なのか教育委員会なのかよくわかりませんが、特に通学路にもなっていることからいえば、PTAの方の御協力とかももらわなければ、生徒の協力も、また先生の協力もなければいけないのかなというふうにも思うわけですが、町全体で桜を守って安全確保に努めなければいけないのは確かです。そういうところを非常に予期しております、余り長くは投げておけないというところでは、早急な考え方を出して対策を練っていただきたいなというふうにも思うわけですが、そこら辺はいかがでございましょうかというところでごさいます。

余談になりますが、南部町の基金がきのうから話題となっておりますが、きのうの桜基金は異議を申し立てた方もいらっしゃったんですが、非常にテレビでも町長が桜の植栽をされておられたり、会見の方でも昔からの桜もたくさんあるわけでは、そういうことから考えれば、桜基金というのは妥当だなと、これは余談ですが、と思っております。カキはちょっと会見の一地区に限ってしまいますので、と思っております。前の元町長の宇田さんも非常に法勝寺の桜を気に入っておられて、自分とも桜を植えたいということで、金田地区でしたかね、植えられましたけども、非常に育たないということでどうしたものかという相談があったことがございます。なかなか桜も下の土が悪いとなかなか育ちませんし、二重根であることから、特にソメイは二重根でして、下側の根に菌が入った場合には大きくなれないという性格があります。非常に育つところでは極端に育ちますが、育たないところでは非常に大きくなれないと。また腐ってしまうと、枯れてしまうという現象がございます。

そこで、そういうふうには小さい木はそうですが、法勝寺の桜の土手がそういうふうには枯れるということがもう目に見えてますので、その桜土手の未来をどのようにしていったらいいのかと、どのような、今後どうしてきれいな桜土手を守り後世に残していきたいか、またいかなければいけないかというところの考え方を少しお聞かせ願いたいというふうにも思うわけでは、

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 青砥議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、20年度の施政方針について何点かお尋ねになりましたので、順番は前後しますがけれども、まず、農業振興体制の方からお話をしていきます。

農業振興体制の確立の具体的な取り組みについてはどうかということでございます。今年度新たに立ち上げました南部町特産品ブランド化研究会を通じて取り組んでまいりたいと思います。ナシ、カキ、イチジクなどの特産品の振興や新たな特産品の開発の支援を生産部門、加工部門、販売部門の3部門で調査研究を行いまして、補助事業などを活用しながら農業所得の向上に努めてまいります。また、農山漁村地域活性化対策など国の補助制度が変わってきておりますので、補助制度を十分活用しながら農業振興に取り組んでいきたいと思うわけでございます。

それから次に、福祉施策の充実についてでございますけれども、本年度から地域のソーシャルワーク力向上事業に取り組むことにいたしました。地域には子供や高齢者、障害者などさまざまな人が生活しておられるわけでありまして、住みなれた地域でみんなが安心して生活していくためには、個々の状況に応じたさまざまなサービスが必要でありまして、これが切れ目なく必要なときに必要なだけ提供されるということが必要であります。そのためには、保健福祉医療サービスやボランティア活動、近隣での支え合いなど、さまざまな社会資源の有機的な連携を図るコーディネート役となる人材育成がますます重要になってくるというように思っております。地域振興協議会や社会福祉協議会と協議しながら取り組んでまいりたいと思っております。子育て支援としましては、妊婦の乳児健康診査事業を妊婦健診の助成回数を2回から5回にふやしまして、妊婦健診に対する経済的負担を軽くしていく施策をとりたいと思っております。また、小児通院費医療助成として、就学前まで助成してきましたけれども、鳥取県が就学前までの制度を立ち上げたわけでありまして、南部町ではさらなる制度改善をする、すなわち中学生まで医療費の支援をしていくということで今議会で条例改正をお願いをしておるところであります。

次に、し尿の収集運搬手数料の要請の値上げ幅ということでございます。これは昨年12月に有限会社みつわ衛生社から議長あてに料金改定の要望書が出されたということは議員も御案内のとおりであります。あわせて町長にも要望書が出されまして、その資料によりますと、平成18年10月時点でくみ取り収集量の減少を理由に18リットル当たり375円の要望がありました。現在が180円ということでございますので、195円値上げをさせてほしいというものであります。そういうわけにもいきませんので、今回の提案にしておるようなところでございます。

続きまして、桜花塾の取り壊しによる内部物品の移動先でございます。桜花塾で陶芸部と木工部が使用されていた道具などは持ち主の方に持って帰っていただき、町所有のものはすべて搬出しました。しかし、この建物を桜花塾が使っていたばかりでなく、教育委員会が寄贈により収集した農具や民具も保管しているわけでありまして、先ごろ鳥取県立博物館の学芸員の方に鑑定をお願いいたしましたところ、一部貴重なものは県立博物館にも収蔵することはできると言われて

いるところであります。その他の民具や農具につきましては、寄贈いただいた方々に確認した上で処分方法について協議をしないと、このように思っております。

次に、地域振興協議会で行いますジゲの道交付金要綱ということでございます。お尋ねのジゲの道づくり交付金事業につきましては、地域の皆さんと役場が協働して行う初めての具体的な事業だというぐあいにとらえておまして、2月7日に行われた地域振興協議会連絡会において、平成20年度の重点施策の一つとして要綱の案を配付し、事業内容を説明しておりますので、各振興協議会において検討をされているというように思っておりますが、この事業内容につきましては今後広報やホームページを通じて皆様にお知らせしてまいります。少し事業の概要を説明させていただきますと思います。

採択となる基準は、町道として認定されている道路であるということが基本であります。拡幅される場合、拡幅後の幅が3から4メートル以上になること。または道路に附属する工作物であることの3点であります。申請の手順は、まず地域で協議、検討された地域振興協議会を経由して町に申請していただきます。この期限は5月の末としております。町は、提出された申請により現地を確認し、測量と設計を行い、申請ごとの事業費を決定し、地域振興協議会に交付決定を行います。補助金の限度額は100万円と定めていますが、申請が多く予算が不足する場合や、事業費が多くかかる場合には分割し、継続事業とすることも考えております。また、用地が必要な工事の場合、交渉は地域で行っていただきますが、適正な用地費や登記費用は町が負担いたします。

次に、この補助金の内容ですが、必要な材料費と建設機械の借り上げ料の直接経費と、一般的な経費として直接経費の15%程度の相当額を加えた額を補助金として算定することとしておまして、必要な労務は地域での提供をお願いする仕組みとしております。町道ですので一定の制約はありますが、地域の皆さんの創意工夫により特色のある道づくりを目指すことを目的としておりますので、地域で話し合っ取り組んでいただきたいというように願っております。

次、下水道合併浄化槽の保守管理についてであります。旧西伯町では、平成15年に下水道事業の将来的な統一を目指して浄化槽設置事業についてはそれまで個人設置、個人管理であった個人設置型の事業を、町が設置し、町が管理する市町村設置型事業に切りかえさせていただきました。個人負担金も公共下水道や農業集落排水事業にあわせて一律30万円に統一したわけであり、これによって、住民負担の大幅な軽減と、使用料金の均一化を図ってきたところでございます。

質問の浄化槽管理について、浄化槽法では浄化槽の所有者を浄化槽管理者と定め、浄化槽の保

守点検と清掃を毎年法律で定められた回数行い、その記録を3年間保存すること、そして指定検査機関、鳥取県の場合は鳥取県保健事業団でございますが、この指定検査機関の行う水質検査を受けなければならないということを浄化槽管理者に義務づけているわけでありまして、市町村設置型の浄化槽では、浄化槽管理者は浄化槽の所有者である南部町になります。浄化槽の維持管理には年3回の保守点検と年1回以上の清掃及び年1回の水質検査の業務があり、このうち浄化槽管理者である町が直接行うことのできることは浄化槽の保守点検業務であります。現在この保守点検業務を本年度当初では年間462万円ほどで専門業者に委託をいたしております。

浄化槽の保守点検業務を行うには浄化槽管理士の資格が必要でありまして、これまでに2名の職員にこの資格を取得させておりますけれども、この業務の直営と外部委託を検討した場合、現時点では外部委託が適当であると思っております。

しかし、町全体の下水処理事業として見た場合、昨年倭地区の西伯中央処理場の施設が完成し、平成2年に供用開始した東西町処理場以来長年取り組んできた下水道事業のハード整備が終了しましたので、今後それらの施設の管理を含めて再度総合的に検討する時期に来ていると、こういう認識でございます。いろいろな事情があるとは思いますが、公共下水道と農業集落排水の未接続家庭の早期の接続と、浄化槽の早期の設置というようなことを取り組んでいただきますように、この場をかりてお願いを申し上げたいと思っております。

次に、法勝寺公園桜土手についてでございます。町の花である桜は、町民を初め多くの人に愛され、毎年春にきれいな花を咲かせてたくさんの観光客でにぎわっております。この桜は、先輩たちのたゆまぬ努力によって今日まで守られてきた町の貴重な財産でありまして、先人の思いを次世代に継承していくため、町としては花回廊から緑水湖までの道路沿いに新たな桜の植栽を行ったり、今ある桜の維持管理を行い、南部町内が美しい桜の花でいっぱいになるよう、魅力的な町づくりを推進してきているところであります。

また、昭和26年に結成された河畔クラブの皆さんによりまして、城山公園や妙見山、法勝寺側堤防に植栽された桜の木について一本一本の木に番号をつけて、どういう状態にあってどういった管理をしたらよいかという管理個票を作成して維持管理がされていると聞いておりまして、これまでにテングス病死などの切り落としや草刈り、施肥などの定期的な維持管理をされ、おかげで毎年美しい花が咲いておりまして、訪れる観光客の目を楽しませております。しかし、花が終わってから毛虫が発生して道路に落ちることや、枯れ枝が落ちることがありまして、町として毛虫の防除や枯れ枝の撤去を実施してきたところであります。南部町内が桜の花で満ちあふれ、毎年立派な花を咲かせるために、新たな植栽と継続して定期的な維持管理が必要であると考えて

おりまして、町といたしまして今期定例会で提案しています南部町がんばれふるさと寄付条例の中にもあります桜並木の保全と桜を通じた町づくり事業の活用によりまして、今後も引き続き積極的に桜の町づくりを推進してまいります。

初めに植栽した桜も50年以上が経過しておりまして、樹勢も衰えが見られる木もあります。新たな植栽が必要になってきているということでございます。新たな植栽や維持管理について年次的かつ計画的に取り組むために、今後河畔クラブや国土交通省などと具体的に協議をしながら、貴重な財産を守るために皆さんと協働して継続的に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 御答弁ありがとうございました。特産品をつくる新たなそういう会をつくって、どういうものを特産品にするのかということでお話が出たわけですが、ナシ、イチジクとかカキもあるわけでしょうが、カキは大分なっているわけですからそうでもないのかもしれませんが、現在、イチジクとかだんだん減ってきてるような感じがするんですが、そこら辺の作付とかは産業課の方でわかるんでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。ナシとカキとイチジクの作付状況の御質問でございますが、ナシにつきましては、現在14ヘクタールございまして、現状の14ヘクタールが続いておるところでございます。カキにつきましては、35ヘクタールございます。イチジクは約5ヘクタールございまして、イチジクにつきましては若干減っているという認識でございます。農家戸数につきましては、ナシが28戸、カキが120戸、イチジクが11戸ございまして、これが1戸減って10戸今やっておるような状況でございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） そういう中で作付がだんだんイチジクの方も減っているというところ、またカキの方もよく聞きますと、なかなか人手がなくて非常に手間もかかるしだんだんだんだん木を切っているところがあるというような話も聞きます。最初の話にもございました、細田議員の話にもございましたけども、そういうカキ農家の方のいわゆる扶助をするような形のやはり取り組み等、もうちょっといわゆる地区外からとか、今の定年を迎えた方とか、そこら辺の話もちょこちょこ出ておりましたけども、具体的にそういう話があったというのは余り聞きませんが、多分私が聞いてないだけでやっておられるとは思いますが、そういう取り組みをやはり前向きにちょっとやっていかないと、いわゆる水稲とともにだんだんだんだん下火になってしま

うと、基幹産業である農業がだんだん衰退の一途をたどるといふことにもなりかねません。やはり大きく飛躍することはないですから、やはり少しずつ積み上げることが大切で、その中でいろんなことが見えたりできたりしてくるといふふうに思いますので、産業課が中心になって、よろしくお願ひしたいといふふうに思います。

さっきの町長の答弁で、桜花塾の中に何か価値があるようなものがあるといふような話がありましたが、それは何だったんでしょうか。それと、その内部のものは今どこに移行してあるんでしょうか、お聞きしておきます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長です。民具等が、古文書等も入れまして約120点ほどまだ現在入っております。解体といふことで、一応移転場所といたしましては西伯公民分館の後ろの倉庫に埋蔵文化の関係で収集した倉庫がございます。そこに整理をしてみたいといふふうに思っております。重要なものといひますと、江戸時代初期の反別をあらわしたような書類等々が出てきておりますので、それら等については一応公民館の方に移しかえたいといふふうに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 浄化槽につきましては、町でできることが保守といふことですね、管理じゃなくて保守……（発言する者あり）いやいや、保守といふことですね。金額がそのうちの400万程度といふことで、これからすべてがなって見直しを、全部ができた時点で見直しをすると、せねばといふような話もありましたが、これについては私どもも議会の方から下篠村に行きまして、下篠村がすべて浄化槽といふことで下水は入れておらないといふことでした。これから先に浄化槽集落排水については非常に経費がかかって維持管理が困難になるといふような話もしておられました。だによって、我が村では浄化槽しか入れないんだといふことで、がんとして国の方針は、地域柄もございまして、そういうところでお話を伺ったといふ経緯もございまして。

やはり総体的に見て、その部分だけとって、質問もそうになってしまいますけど、その部分だけとってこうだといふことはなかなか言えないと思ひますので、やはり総合的に物事を見て、そういうことを見直しをしていくと。まだこれから浄化槽の基数ふえていくでしょうし、だんだんだんだん管理委託する部分がふえてくるといふことも考えられますので、常にそういう方向も考えながら対処していくといふことを常に思ひていただきたいなといふふうに思ひます。

続きまして、桜でございますが、土手の桜は非常に余り気づいておられない方もおると思ひますが、非常に大きな枝が落ちるようになりました。直接真上じゃなくても、横の方に出てる枝が、

ちょっとぶら下がったら折れてしまうという枝も大分出ております。それがどうもないところでしたらいいんですが、やはり特に通学路のすみれ保育園の後ろの方はかなり傷んでおりまして、皆さんも車、歩いてもわかると思いますが、かなり枝が落ちております。ちょっと大きくなると少々の風では落ちませんが、何らかのときには落ちないとも限りませんし、この間もちょっと見て回りましたら、直径が10センチぐらいの枝が枯れて今にも落ちそうになってましたんで折ってしまいましたけども、それがたまたま通学している子供たちに当たったりして万が一のことがあればというふうに思います。それが一番危惧されるところでして、教育委員会の方にもそういうところを気を使っていたいただいて、学校等保護者の方々との話の中でそういう御協力も願わないといけないし、学校の先生方もそういうところに気を向けてもらわないといけないというところを私は思うわけですが、そこら辺について教育長、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。土手の桜の枝がということで、御指摘をいただきました。本当にありがとうございます。実は、今までといいましょうか、これまでPTAの皆さんとも年に1回は必ず通学路の安全等々お話をする機会があって、いろいろ要望を聞きます。その中で実はこの問題、今まで私も聞いたことがありませんでした。だから、したがってP T A サイドとしても十分な認識が今までされてないのではないのかなというぐあいになっております。一度河畔クラブの皆さん方の御指導なりもいただかにかいけんだらうと思っておりますけれども、P T A の方に通学路を担当する部署といいましょうか、スタッフというのが役員さんがおられるはずでございますので、P T A の皆さんと学校と河畔クラブの皆さんの御指導いただきながら、一度そういう意味で見させていただけたらなというぐあいになっております。その上でまた具体的な対応策を、学校としての対応を考えたいというぐあいになっております。ありがとうございます。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） ということで、非常に喫緊というわけではございませんが、非常に近づいております。早く植えるというのも考えもので、できるだけ延命を図りまして頑張りたいなと桜にも思っているわけですが、その上で愛情を持って延命もしていきたいとは思いますが、そういうところに注意を払わなければもうやはり少し元気がなくなってきているというところで、町民の皆さんも関心を持っていただきたいというふうに思っております。

その桜の件ですが、今回若干質問にはないんですが、ちょっとお聞かせ願えるんじゃないかと思うわけですが、法勝寺の桜並木、一式飾りということで、協力タッグで観光ツアーということ

であります。ボランティアと、どういう方がボランティアをされるのか、参加料1,000円とありますが、そこら辺わかればお話ししたいというふうに思います。産業課長、お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。先ほどの鑑賞ツアーの内容について御質問がありましたので、お答えをしております。

今年度ボランティアさんあるいはグリーンツーリズムとエコツーリズムの研究会を立ち上げまして、今年度ツアーの商品化を検討してきているところでございます。平成20年度から少しずつ交流人口をふやしていこうという取り組みをしております、その一つに今回4月に一式飾りを開催されるときにあわせて、桜と一式飾り鑑賞ツアーというのを商品化をして取り組んでいくようにいたしました。期間は4月の12日と13日の土日でございます。その中で5回ツアーガイドさんに御案内をしていただくようにしております。それで、そのガイドさんは南部町のボランティアガイドでありますふるさとボランティアガイドの会の皆さんでお願いをしたりしております。それから、料金を1人1,000円いただくようにしておりますが、これにつきましてはお茶とお菓子のサービスをしたりしておりますし、またボランティアの皆さんにお礼をするということにしております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。桜のことについて、青砥議員も随分御尽力いただいておりますのでよく御存じだというように思いますが、若干私の方から補足でつけ加えさせていただきたいと思っております。

南部町を桜でいっぱいにするということは、先ほどの答弁でも話したわけですが、いわゆる花回廊がそれはありまして、あそこにたくさんのお客さんが訪れていただく。花回廊からずっとこの法勝寺までの道路沿いに桜を植栽して誘導すると、いざなうという考え方でありまして。来てみたらすばらしい桜の里があったということで、そういうイメージを描いておるわけです。

この桜ですが、日本の本土では一番長い桜堤だということを建設省の砂防部長が言っておりました。したがって、もっともっと自信、それから誇りというようなものを持ってこの桜をみんなが語らなければいけないのではないかとこのように思うわけです。特に御努力いただいて50年を超えるというようなことですから、これは時間資源が結晶しておるというように思っています。したがって、他の追随を許さんもんだというように思っております、何とかこれを守

って、そして絶やさないように後へつなげていく、そういう努力を町の行政の方としてもしていきたい、このように思っております。

それから、今、朝日新聞社が里山100選ということを募集しております。実は私、申し込んでおきました。この桜並木と桜堤というものと、そしてその時期に催される一式飾りの祭りというものをセットで里山100選の中で申し込んでおいたわけです。結果はどうなるかわかりませんが、そういうことでみんなが内外にこの桜を自慢して、誇りに思って、町の木としてこれからも発展させていくという気持ちでおりますので、河畔クラブの方でもひとつよろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） そういたしますと、里山100選に選ばれることを願いながら、終わりたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で5番、青砥日出夫君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） ここで若干休憩をとって続けたいと思います。再開は14時50分、2時50分再開したいと思いますので、御参集賜るようお願いをいたします。休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時50分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

質問を続けます。

12番、亀尾共三君の質問を許可いたします。

亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議長から質問を許されましたので、ここから3点について質問いたします。

まず1つ目は、町長の政治倫理についてお聞きします。今日、国あるいは地方を問わず、自治体の首長、議会に席を置く者は、政治倫理については正しい姿勢で臨むことが強く求められております。地方自治体でも地方公共団体の首長は住民の健康福祉を増進することを目的とし、公平、公正な政治をすることが示され、求められております。公平、公正とは、住民の要求や意見は首長と同じ思いをする者、あるいは異なる者の声を差別なく真摯な気持ちで聞くこと、これが今日の民主主義自治体運営の基本であり、住民もそのことを強く望んでおります。町長、議会議員の

横暴は、決して容認がされるものではありません。

2月23日の新聞で、智頭町の議会で議長が暴行を働き、公務執行妨害、職務強要の疑いで鳥取地検に書類送検されたと報道がされております。このことは、政治倫理から照らして住民の負託を受けた公人としてとるべき態度に大きな問題があった、このことについて町長はどうお考えなのか、お聞きするものであります。

続いて、2つ目の質問は、西伯給食センターについてお聞きいたします。国の行財政改革のもと、子供の成長には大変に重要な部分である学校給食センターが財政効率を第一に幾つかの自治体で民間企業への業務委託が行われております。これに対して兵庫県の丹波市は、昨年9月から柏原・氷上学校給食センター委託の方針をやめて、直営とすることに決定いたしました。理由は、委託業者による食材購入を伴わないため、兵庫労働局の協議の後、偽装請負になるとの指摘があったからであります。また、県内、岩美町でも、給食を受ける児童の側から見て食育や地産地消を重視して、この立場でいけば直営で行うこと、このことを決めております。

本町12月議会の議論では、関係機関と協議した結果、労働者派遣法ではないとのアドバイスを受けたと答えでありました。理由は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の基準に基づき整理し、請負による業務委託契約を締結している、こう答えましたが、しかし業者、メフォスとの契約の内容は合法性に欠け、偽装請負の疑いがあり、再度このことについて聞くものであります。また、現在、輸入食品の率が高く、地産地消を高めることが必要であることから、現状と今後の取り組みについて聞くものであります。

その中で、個別に聞きますが、関係機関と協議された内容を具体的に説明をすることを求めます。2つ目に、その後も関係機関から説明があったと思うのですが、その内容の説明はどういう内容だったのかも、このことについても説明をしていただきたい。3つ目が、食の安全を高めるには地産地消の拡大が必要であり、どのように考えておられるのか、あわせてお聞きするものであります。

質問の3つ目は、農業問題についてであります。国の農業政策は、猫の目農政と言っても過言ではないではなからうか。生産調整のため政府が打ち出した地域農業活性化緊急対策は、町内農業生産者の多くは、簡単に手挙げができるものではない、このように言っておられます。生産者が望まれることは、価格の保障を一番に求めておられます。また、食の安全確保と地産地消の食品への支援と、あわせてイノシシ被害の対策にも支援を求められております。

農業は環境にも大きく貢献をしておられ、生産者支援の思いからお聞きするものです。まず1つ目は、米を最低60キロ2万円の価格を保障する。自治体の首長として国に要請することを求め

るものであります。2つ目は、地産地消の促進への支援を求めます。3つ目に、イノシシ被害対策の支援強化を求めるものであります。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えをしております。

最初に、公平、中立な姿勢を求めるといふ政治倫理に関する質問であります。民主的な町政運営を期待することから、公平、中立な姿勢を求めるとのことです。私は若輩で至らないものでございますけれども、町長就任以来、町長の職務権限に係るいわゆる町長の政治倫理について、汚職などということが絶対にないように心がけて日々を努めてまいりました。幸いに町民の皆様を初め、多くの皆様の御協力を賜りまして、今日までそのようなことがなかったことをひそかな誇りと思っております。

政治倫理に関しては、全国各地でその確立を求める運動が展開され、条例化もされておりますが、その趣旨は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長や議会議員などが町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないように努めることと思っております。私も町政に対する町民の信頼にこたえとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、ともに手を携えて明るい南部町の建設を図っていかねばならないと決意をしているところであります。

そこで質問にあります公平、中立な姿勢を求めるといふことについては、そのように心がけているつもりではありますが、まだまだ未熟者でございまして、人格の陶冶に一層励まなければならないと思っている次第であります。

なお、智頭町での事件は、私も新聞報道で知りましたが、詳細については承知しておりませんので、ここでのコメントは控えさせていただきたいと思っております。

次に、給食センターの問題であります。これは教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

農業問題でございます。平成20年度の南部町水稲推量配分は3,180.193トンと、5万3,003俵ということになるわけでございます。作付面積では602.31ヘクタールとなっております。現在、国は1993年のガット・ウルグアイ・ラウンドの受け入れから米の輸入を部分開放し、年間約77万トン程度の外国産米を輸入しており、平成18年度の米需要見通し年間825万トンに対して1割近い比率となっております。平成18年度の鳥取県全体の水稲割り当て生産量が約7万5,000トンでございますから、これは約10倍ということになるわけでございます。

このことが日本の米の生産抑制に重くのしかかっており、米の消費量の減少とあわせて米価の低下が続いております。

この間の米価の推移を見ますと、コシヒカリの鳥取県産落札平均価格では平成15年度は60キログラム当たり2万477円、平成16年度が1万5,367円、17年度が1万4,583円、19年度が鳥取県産コシヒカリの最高落札価格で1万4,577円となっております。農協の仮渡し価格では、平成15年度がコシヒカリ1等米で60キログラム当たり1万7,000円、16年度1万2,300円、17年度1万2,600円、18年度が1万2,200円、19年度は1万500円ということになっております。これを農家の収支ベースで見ると、不作であった平成15年を除き平成14年度の平均落札価格60キログラム当たり約1万6,000円から見ても、落札価格で60キログラム当たり約1,500円の減収、農協の仮渡し価格で見ると約2,000円の減収になっております。

1ヘクタールの経営規模の水稲農家の経費が10アール当たり約14万円かかることから、10アールで9俵とれたものとして計算しますと、平成14年度は約14万4,000円で、平成19年度は約13万円の収入となり、補助金などが不在の場合の単純計算しますと、5年前に比べまして10アール当たり約1万4,000円の収入減となって、米価下落を南部町全体で考えてみると約8,000万円の農業収入の減となっております。また、この間、鳥取県西部地域の作況指数は100を超えることがなく、今年度は91となっております。町内の3割を超える水稲被害面積は732アールあることなど、このことも収入減の要因となっております。

現在、国では米価の事態を改善するために、平成19年度中における国の備蓄米を約34万トン増量買い上げすることや、JA全農が飼料用米に10万トンを転用すること、また仮渡し価格の60キログラム当たり1万2,000円を保障する施策の制定などが考えられておりまして、南部町としても米の価格を保障する対策を早急に講ずるよう要望していきたくと考えております。

また、現在、中山間地域直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策や農業振興に欠かせない特産品ブランド化研究会では、アイガモ米や菜の花米など、付加価値をつけた特色ある米を生産することで収入の増加につながることから、調査研究をしながら特産品の振興施策も並行して実施しておりまして、総合的な農業振興対策を推進することで農家の負担軽減と収入増加に努めてまいりたいと思っております。

次に、地産地消の促進についてお答えをしております。

南部町における農業施策の柱として地産地消の推進を位置づけておりまして、平成16年度より始まった南部町食材供給連絡協議会による学校給食や西伯病院、ゆうらく、やまと園、祥福園

などへの食材供給は、初年度の平成16年度には200万円余から、平成19年度、約580万円と供給額が増加となりまして、農村振興公社への事務委託も軌道に乗り、順調に伸びております。当初の目標額としては600万円であったことから、ほぼ達成したと考えております。また、それに対する助成も手数料負担15%のうち10%を助成してございまして、地産地消の推進に貢献したと考えております。この施策を当分継続して取り組んでいきたいと思っております。

今後の取り組みとして、供給量が不足していることから、現在の会員54名から供給する生産農家の会員をふやし、需要に対して応じられる供給量を確保することに努める考えであります。また、直売所の売上額も町内のふれあい市、まごころ市、めぐみの里の3カ所で約4,000万円、なんぶアスパル約2,000万円、野の花で500万円超、アスパル日吉津で6,000万円、総計で約1億3,000万円を超える売り上げがありまして、今後も順調に伸ばしていくための支援をしていきたいと考えております。

次に、イノシシの被害対策についてであります。

イノシシの侵入防止さくの助成につきまして今年度の実施状況を申し上げますと、ワイヤーメッシュの申し込み数は3,957枚に対して2,140枚の助成となっております。また、くいの申し込み数は9,306本に対して3,740本の助成となっております。農家の要望が多くあり、すべて町の助成で確保することはできないのが現状でございます。

また、イノシシの駆除につきましては、町内の猟友会の御協力により、平成17年度が30頭、18年度が59頭、19年度が37頭の駆除をしております。

また、町内での近年のイノシシ被害状況でございます。平成17年度が508アールで約490万円、18年度が375アールで450万円、19年度が223アールで約270万円であります。これまでの町の防除対策であるイノシシの駆除や侵入防止さくの設置などの対策が功を奏して、年々被害が減少してきております。しかしながら、今年度もイノシシの被害が発生していることや、行政に対する要望も多くあることから、イノシシ被害の防止対策として来年度は予算の増額を計上し、支援の強化を図っておりますが、農家からイノシシ侵入防止さくの要望も多くあると思われるので、すべてを確保するという事は困難であると思っております。

また、平成20年度から新たに始まる鳥獣被害防止特別措置法の施行によりまして、町が新たに地域の実情に応じて鳥獣被害防止総合計画を策定し、取り組むことができるようになりましたので、今後、関係機関と協議を行い、総合的に支援をしていきたいと思っております。これは議員立法で成立したものでございます。

来年度につきましても厳しい財政状況ではありますが、現在行っておりますイノシシの駆除や

捕獲用おりの設置、侵入防止さくの設置など、防除対策の支援を強化することで農家の負担軽減を図りながらイノシシ被害の防止に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 西伯給食センターの業務委託についてお答えしてまいります。

当該業務委託につきましては、昨年11月に鳥取労働局に出向きまして派遣と請負の考え方について御指導いただきました。また、派遣と請負についてさまざま御意見があることの意味についても改めて勉強をさせていただいたところであります。

12月議会では、こうしたことを踏まえてお答えをさせていただいたつもりでありましたが、不十分な点もあったのかもしれない。御質問の関係機関と協議した内容、こういった観点から、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

昭和61年4月に告示されております労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準には、労務管理上の独立性及び事業経営上の独立性が確保されていることが必要であるとされております。このことを踏まえて本町が締結しております委託契約書の内容を見ると、契約書上はおおむね問題はないのではないかとの見解であったと思っております。さまざまな御認識がある部分は、事業経営上の独立性の中の3番目にうたわれております業務上の独立性、つまり学校給食の調理業務が専門的な企画、技術、経験により自己の独立した業務の遂行がなされていることという項目に該当するかどうかということであろうと思っております。私どもの認識としましては、このことに該当すると考えていますので、請負により行われる事業と考え、12月にそのようにお答えをしたわけでありまして、労働局の見解としても、現場の問題は別として、誤った認識、理解とは言えないというものであったと記憶をいたしております。

次に、その後も関係機関から説明があったと思うが、その内容の説明を求めるとの御質問でございます。

12月議会での議論を通じまして、もし本当に私どもに不備な点があるようであるなら、早急にこれは改善をしなければなりませんので、再度鳥取労働局に御無理をお願いをし、2月の下旬に労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準についての職員研修会を開催をしたところであります。御質問に関連すると思われる要点としましては、1つ、先に述べました労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準が現場で守られていることが大切であること、業務委託契約書だけで判断することは難しい。2つ目、基準の中の機械、設備、器材、材料等の自己調達等により業務が行われていることについては、機械、設備等の使用权、つまり管理責任を明確にすることが大切であること、材料等の自己調達については、学校給

食ということをどう考えるのか難しい問題である。3つ目、全国的にはこうした業務委託が各地で行われていることも事実であり、まずは契約書どおりの現場となっていることが大切である。厚生労働省ではこの基準の見直しもされているようなので、改められれば適正に対処していただきたいというような内容であったと思っております。

次に、食の安全を高めるためには地産地消の推進が必要であり、輸入食品の使用をやめ、地産地消を一層高めることを求めるとの御質問でございます。

地産地消にかかわります御質問がありますたびに御報告をいたしております標準的な食材の使用状況につきましては、平成19年12月末現在で両給食センターの数値を単純平均いたしますと、町内産が46%、県内産が26%、国内産が27%となっており、外国産は1%未満であります。また、標準的な食材ばかりでなく、冷凍加工品を除きまして実際によく使用する食材について見てみますと約130品目ございますが、この中でビーフンや春雨、キクラゲ、一部魚介類等の数品目、外国で加工されたものを使用いたしておりました。また、原材料が外国産で、国内で加工されたものもあるわけですが、こうしたものを使用しないということになれば、それは現実的には困難であると言わざるを得ません。それぞれの御家庭の現実を見ていただければ明白であろうと思っております。

このたび問題となりましたような加工や輸入の仕方に該当すると思われる食材については、12月と1月、2カ月間の実績を詳しく調査をしてみますと、それぞれ原産国は異なっておりましたが、2品目を使用しておりました。このことから、一月に1品目程度は同様の食材を使っていたのではないかと推測をいたしております。なお、このたびの事案が発生して以降は、同様の食材の使用を一切控えさせているところであります。

学校給食での食の安全・安心について御心配をおかけいたしておりますが、現場で働いております学校栄養職員も同様な思いで仕事をしていることを御理解ください。限られた予算の中で可能な限り多彩な献立となるよう心を砕き、常に緊張感を持ってその業務に励んでいることを、この場をおかりし、町民の皆様にお伝えをしたいと思います。

輸入食品の使用をやめるとのお訴えではありますが、先ほども申しあげましたように、どうしても限界がありますことを御理解をいただきたいと思っております。

また、地産地消につきましても、可能な限り使わせていただくよう配慮いたしております。毎月開催されます南部町食材供給連絡協議会学校給食部会を通じて、生産者や農村振興公社、産業課等からの生の情報をいただき、献立に反映させるような工夫もしながら取り組んでいるところであります。生産していただく側、使わせていただく側、それぞれにまだまだ課題はあるとは思

っておりますが、議員御指摘の方向で現場は鋭意努力いたしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 3点について答弁いただきました。

その中で町長は、まず政治倫理についてですけども、これは当選以来、就任以来一貫して住民の信託にこたえてやるという、この姿勢をやってきたということ、そしてまた、最初に汚職のないことに特に気をつけたいということで、今日までそのようなことがなかったということも明言されておりますし、また先ほど言いましたように、住民の負託にこたえてやることということの、その姿勢で貫いたと。また、地位を利用してやるようなことはするのではなく、住民の人とともに手を携えて町政のために尽力したいということでありました。これは、やはりそのとおりでと思うんですけどもね、その姿勢は。そこで、あわせて最初の質問の中で、智頭町で起こった事件のことを言って、これについてどう思ひますかということを行ったんですけども、よくその辺については把握してないのでコメントは控えたいということだったんですけども、先ほど私が言ったことについて、これは新聞に載ってましたから事実なんですけども、議長が暴行に当たる行為をやったことが、これ事実なんです。ですから、これについて少なくともどういうぐあいに感じるかということ、それは聞かせてもらうことが当然ではないかと思うんですけども、どうなんです。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。詳しくそういう状況というものを知りませんので、あえてコメントは控えると言ったわけですけども、それが事実なら、ゆゆしきことだろうというように思ひております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） それで、私はお聞きするんですけども、実は先ほどにも、12月議会中にですよ、実は新聞報道にもあったんですけども、本町で町長がやられたこと、このことについても、どうなんです、これについての今まで何もコメントがないんですけども、これについても当然、どういうぐあいに思ひるかということ、言うべきだと思ひますが、どうなんです。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 時間が3カ月ほど経過しておりますので、この再現は不可能でございますけれども、思ひ起こしながら申し述べてみたいと思ひます。

これは、原因だけははっきりしております。事の発端は、昨年12月10日、月曜日でございますけれども、亀尾議員の一般質問で、9月議会の一般質問でこの業務委託の契約は偽装の疑い

があるのではないか、このことが指摘され、議論がなされたことがあります、再度このことについてお聞きしますと、こういう質問をされたわけであります。偽装請負というようなことで議論をしたことがありませんでした。答弁者であった教育長、教育次長が誤りを正すと思って聞いておりましたけれども、最後まで誤りであることを指摘しませんでした。そこで、亀尾議員の質問の最後に私が誤りを指摘したわけであります。

また、議長さんからも、亀尾議員から当初通告を受けた段階で議長としても申し上げたという発言がありまして、誤りを事前に指摘したのにもかかわらず、これを無視して質問をされたことが明らかにされました。このことについて10日の議会終了後、議長室にて議長に対して亀尾、植田、真壁の3議員で抗議がなされておりました。私が防災無線の放送でたまたま3階に上がり、議長室の前を通りかかりましたところ、何事が起きたのかと思われるほど大声でやりとりがなされておりました、思わず議長室をのぞいたところ、皆さんに、まあ入れと、ここへ座れということで、私も議論に加わったわけであります。

結局いろいろ後で聞いてみますと、亀尾議員が質問を終わりますと言ってから、そういうことを町長に発言させたということについて御抗議がなされておるということだったと聞いておりますけれども、これは教育次長も質問を終わりますと言ってからお答えをしております。それから先ほど申し上げたように、誤りはやっぱり正さなければいけないというように思っております。

私は、その事実と異なる、そういう偽装請負というような不名誉なことを議論をした覚えが全くありませんから、そういうことをあえて正そうともせず、逆に抗議をするというようなことは、まことに専横な振る舞いだというように映りました。これは許されるものではない、このように思っております。

また、真壁議員、植田議員、両議員とも、亀尾議員にそういう事実はなかったよという、そういう誤りを指摘をしないばかりか、一緒になって議長に詰め寄って抗議をしている姿というものは、これは異常なものだというように映りました。大声の原因が、私も指摘したことによるかわかりまして、黙ってはおられないと、こういう気持ちになっていたことは事実であります。激しい議論の中でお互いが感情的になり、このままいけば手が出したくなるような事態になると思って、思わず発した言葉だったと思っております。手を出す気など、もともとございません。そういうことですが、結果として、最後には、その日にはお互いにあいさつもして別れましたし、もちろん抗議も謝罪要求もそのときにはございませんでした。（「しました」と呼ぶ者あり）

その後の議会……（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 答弁中です、答弁中。

○町長（坂本 昭文君） その後の議会全員協議会で第三者的な立場でおられた議長さんからこのような状況報告をされたそうでもありますけれども、亀尾議員さんの方から異論も発言内容の訂正もなかったと伺っております、私も、時間はたっておりますけれども、そういうことだっただろうなというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は今、先ほど町長がやる事実として、町長が把握しておられる事実ということで発言が、答弁があったんですが、その中で私は、大変な間違いがありますよ。一つは、私が質問をかけたことに対して、町長は一言も、私の質問を終了宣言するまで一言も答弁がなかった。主に教育長、次長が主だったんですけど、その中の答弁のやり方があるって、もしそのことについておかしいということであれば、町長が発言すべきじゃありませんか。それをずうっと何も言わないでやって、答弁しないでやって、私が、質問者の私が、これで私の質問は終了します、終わりますと言ってから、宣言してから議長に発言を求めてやられたことについて、これはおかしいじゃないかと、ルール違反ではありませんかということで議長に抗議に行ったんですよ。（「ううん、申し入れ」と呼ぶ者あり）申し入れに行ったんですよ。そしたら、その中のやりとりの中で議長に要求しました、私は。終了が終わったんだから、あす、また一般質問の日がとってありますので、私に、しょっぱなに町長の答弁に対する私の発言も許可してくださいということをお願いしたんですけども、議長は、いや、あなたの質問は30分が経過したのもう終了してるんで、それは許可しないということで、そういう中でやりとりをしておったんですよ。そしたら町長が来られて、座ってくださいと言いました。ちょうど町長の答弁についてですから、議長に申し入れしておりますということをお願いして、その中でやりとりしたんですよ。

その中で、あなたはこう言われましたね、事実と違うということ。私は言いましたよ、そのときに。なぜ、なら私の質問時間中にあなたは答弁しなかったのですかと。私が終了を宣言してから言うなんていうのは、全くこれは言語道断ですよと、おかしいということをお願いしたんですよ。そしたらその中で、やり方の中でこう言われたんですよ、町長は。大体あなた方の質問は悪意に満ちていると、恣意的であり、町を悪くしていると、このようなことを言われたんですよ。少なくとも私は、言うのは自分で考えて言ってる、文章のつくりは自分で的確にやるんだけど、ここで質問にかけることは住民の要求や考えを、住民から負託を受けてますから、私は質問をかけてるんですよ。悪口を言っているというのは住民に対する悪口ですよ、これは。町長として、そういうことをやること自身は長としての人格を疑うし、あるまじきことですよ。（発言する者

あり)

一般質問。だから、あなたがこの行動について、事実なんですよ、これは。悪意に満ちたことをね、どうなんですか、これは。しかも最後には、何ぼ言ってもわからんですかと、手が出ますよということを言ったんだけど、どうなのか、これは。事実でしょう。(発言する者あり)

○議長(森岡 幹雄君) 町長、坂本君。

○町長(坂本 昭文君) 町長。まず、質問が終わってから答弁をしたということをおっしゃいますけれども、こういう例は、ほかの議員さんの場合もたくさんありました。従来からあっております。(「それは答弁を求めてない」と呼ぶ者あり)

求めてなくても、私が今発言してますから静かに聞いてください。

○議長(森岡 幹雄君) 答弁中。

1 番、植田議員、退席。権限行使しますよって言わせるような皆さん、発言をしないように。

(発言する者あり)

町長、ちょっと待って。

休憩します。

午後 3 時 3 0 分休憩

午後 3 時 3 5 分再開

○議長(森岡 幹雄君) 再開します。

町長、坂本君。

○町長(坂本 昭文君) 町長。もともと、もう一度答弁をさせていただきたいと思います。

亀尾議員が質問を終わりますとあって、確におっしゃいました。その後で松原教育次長の方がちょっと答弁に誤りがあったということで答弁いたしました。(「誤りの訂正です」と呼ぶ者あり)そうですね。それから私は、先ほど申し上げたように、亀尾議員が偽装請負というような言葉で議論をしたことがないのに、あたかもそういうことをしたようなおっしゃり方をしたので、教育長、教育次長の答弁の中で、それを黙って聞いておりましたけれども、正そうとしませんから、誤りを町民の皆さん方に聞いていただくわけにはいきません。したがって誤りを正させていただきますということでもあります。

それから、悪意に満ちているということなんですよけれども、そういうことが9月議会で話されていまして、それを議長さんが事前に亀尾議員に教えてさしあげておったということ……(「うそだわ。そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり)違いますよ、議事録にちゃんと

書いてありますよ。

先ほども申し上げましたけれども、議長が、議長がですね、ちょっと待ってくださいよ。亀尾議員から当初、通告を受けた段階で議長としても申し上げたと発言をなさいました。誤りを事前に指摘したのにもかかわらず、これを無視して質問をされたということでございますから、私はこれは悪意に満ちているのではないかと、このように判断したわけです。特にこの偽装というのは、「広辞苑」で調べてみますと、ある事実を覆い隠すために他の物事、状況を装うことだというように書いてあります。ある事実を覆い隠すために他の物事、状況を装うことだということが偽装ということになっております。そういう非常に町政にとって偽装をするというようなことは全く気持ちにありませんから、これは悪意に満ちたことであるというように私も感じまして、この2つの面から、議長さんが事前にそれは間違っているよと、そういう議論をしていないよということをあえて指摘しておられるのにもかかわらず、そういう言葉を使って質問されるということですから、私はこれは悪意に満ちているなというぐあいに感じたわけです。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ、時間が、私の持ち時間も大分経過しましたので、まだありますからいいんですけど、最後、この問題でもう1点聞くんですけども、手が出るぞということは、言葉としては認められたわけですね。それに対して謝罪を求めるんですが、どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 激しい議論の中で、先ほども申し上げましたけれども、お互いが感情的になりまして、このままいけば手が出したくなるような事態になると思って、思わず発した言葉と思います。手を出す気などもともとあるわけではございません。出しても3対1でございますから、とても勝負にならないということでございます。

それから、謝罪のことですけども、翌日、8時50分ごろに3人の議員さんと、手間に在住の加藤さんが町長の面会を求められまして、町長室で抗議文を読み上げられたわけでありまして。これは9時から本会議が始まる前の大変慌ただしい時間だったために、私の頭の整理もつかず、回答を保留し、後でと言ったところ、4名の議員さんも退室をされました。

お昼休憩になって、町長室にいるところへ日本海新聞社の記者の方から取材の申し込みを受けましたけれども、内容を聞きますと、手にその朝持ってこられた抗議文のコピーを持って示されましたので、これはノーコメントとして取材をお断りをしたわけでありまして。

町長に事実確認もせずに、また自分の誤った発言に原因があることを棚に上げて、新聞社を呼んでコピーを渡すというようなことが、これはもう明らかに目的が違うなあというように感じた

わけであります。そういうことでもあります。

その後、議会の最終日だったと思われましても、亀尾議員が町長室にいられて、回答を求められました。新聞報道などで大々的に報じられておられて、きっと満足されたのだろうと考えまして、回答をしない旨を告げましたところ、再要請も抗議もなく退室されましたので、私の考えているとおり満足されたのだろうと、このように思っております。

私は亀尾議員に、こういう場を使って言うてはなんですけども、やはり誤りは誤りで正された方がいいというように思っております。そういう謝罪をされることが先決ではないかと。町民に誤った印象を与えるというように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 一言確認します。誤らない、謝罪はしないということですね。確認です。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このことについて、特に御迷惑をかけたというように思っておりませんので、そういう考えはございません。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最後に言ってもいいんですけど、この場でも言っておきます。

あなたは、町長としては許しがたい、あるまじき行為だということを指摘して、次の質問に移ります。

給食センターのことですけども、一つなんですけど、まずお渡ししておいて、お手元にあると思うんですけども、ここに昭和61年4月17日労働省告示第37号の労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の概要、これがあるんですよ。これの中の、たくさん文章がありますので、ページ数でいいますと5ページですね。5ページの中の大きく分けて1、2、3とある中の2の2項の(3)ですね、イの部分、これを朗読してください。5ページ。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。具体的な判断基準。当該要件は、機械、設備、資材等の所有関係、購入経路等のいかに問うものではないが、機械、資材等が相手方から借り入れまたは購入されたものについては、別個の双務契約による正当なものであることが必要である。なお機械、設備、器材等の提供の度合いについては、単に名目的に軽微な部分のみを提供するにとどまるものでない限り、請負により行われる事業における一般的な社会通念に照らし通常提供すべきものが業務処理の進捗状況に応じて随時提供使用されていけばよいものである。以上です。

（「いや、まだあります。その下」と呼ぶ者あり）下もですか。（「製造業務の場合、車両の運行管理」と呼ぶ者あり）

製造業務の場合。注文主からの原材料、部品等の受け取りや受託者から注文主への製品の受け渡しについて伝票等による処理体制が確立されていること。また、注文主の所有する機械、設備等の使用については、請負契約とは別個の双務契約を締結しており、保守及び修理を受託者が行うか、ないしは保守及び修理に要する経費を受託者が負担していること。

車両運行管理業務の場合。運転者の提供のみならず、管理車両の整備及び修理全般、燃料・油脂等の購入及び給油、備品及び消耗品の購入、車両管理のための事務手続、事故処理全般等についても受託することで注文主の自動車の管理全体を行っているものであり、また、当該受託業務の範囲を契約書に明記していること。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この区分の概要を見ますと、先ほど次長に読んでいただきましてありがとうございました。これによりますと、いわゆる町が持っている所有の施設ですね、給食センターというのは。これを、それから運搬用の自動車、これも町が所有している車ですね。これによりますと、この管理運営については、やはり受託者、いわゆる業者の方ですね、業務委託を受けた業者の方がすべてやらなくてはならないということですね。それが1点と、それから食材についても、やはりこれはそこが準備しなければならないというぐあいに解釈するんですが、どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。12月の議会のときにもお答えをいたしました。この基準によりますと、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、これによりますと、この項目等については基本的には受託者が設置をしたり、そういうような決めというふうになっております。12月の議会でお答えをいたしました。この項目につきましてはイトロということで、私どもはいずれかを採用すればいいということで、ロの専門的知識ということで請負ということで回答をさせていただいたところであります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） じゃあ聞きますが、国の機関ですけども、鳥取の労働局が来て、この解釈、イトロがありますね。どちらの方だと言いましたか。私が労働局の方へ行って聞きましたら、給食センターについては、このイの項に該当しますよと、イトロがあって、イの項に該当しますよということのはっきりと言われたんですよ。この間来られたとき、2月ですか、2月

言われたかな、に来られたときに、職員で研修をしたということ、2月の下旬ですね、職員で研修、そのときに、このようなことは、イカロかということは、はっきりと確かめられたことはなかったんですか、どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。研修会のときに確かめましたのも口ということで、給食調理業務は専門的知識の中に入るといって確認をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これね、私もいろいろ労働局に行って、これがゴーカストップか、どうなのかという、はっきりとこれについては明言はしなかったんですけども、はっきりと明言したことは、これは、給食センターについてはイの項だということ。それで、ここに契約書がございますね、業者と町が交わしたね。これについて、この中で、またなんですけども、12条、貸与施設等ということと、15条、食材料のこと、この条文を、申しわけないですが、朗読してください。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。第12条。甲は、乙が受託業務を履行するに当たり、必要な給食施設、設備、器具及び備品等は無償で貸与する。2項。乙は、給食施設等の改修、修理または補充等を希望するときには甲に申し出るものとし、甲は、その申し出を必要と認めた場合、甲の負担においてこれを行う。

食材料、第15条。乙が受託業務に使用する給食用食材料は、甲から貸与を受けた食材料以外のものを使用してはならない。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これを先ほど、この区分の表と比べてみますと、明らかに条文上はイの項からすると、完全にこれ抵触してるんですよ、違反に。

で、参考までに言いますけども、実は先ほども最初のところの質問の席でも言ったんですけども、神戸新聞の昨年2月15日付、これによりますと、兵庫県丹波市は同じく昨年の9月から運用を、先ほど言いました、これ、柏原・氷上言ったかな、学校給食センターの委託の方針を、これは当面直営とするということなんですよ。理由は何かというと、委託業者による食材購入を伴わないため、兵庫県労働局との協議の結果、偽装請負になるとの指摘があったことから、市の教育委員会はこれをやっぱり尊重しようということで、これは見合わせてるんですよ。労働局も、県によっては多少温度差があるということは言っておられたんですけど、これを見ると、明らか

におかしいんじゃないですか。私は、これを見ると偽装請負と言わざるを得ません。

それともう1点は、なぜ私がそのようなことを言うのかといいますと、ここにあるんですけども、町と交わした文の中にあるんですけども、ほとんど町負担じゃありませんか、やるのも。車の運行だって何だって。食材だって、ここがやってやるというようなことになっているんですね。食材の面からいっても、先ほど私は農業関係でも言ったし、ここでも取り上げたんですけども、地産地消を図ろうということで、町の産業課の方も一生懸命音頭をとってやっておられるんですよ。このとおりに、兵庫県のここでもやったように、これを法律どおりにやったら食材の供給はですよ、それは業者がやるということになると、必ず地産地消が衰退していく、後退していくんですよ。ですからこういうおかしいことはやめて、住民の利益に合うことをやるべきだと思うんですよ。

もう1点、あわせて言いますと、12月のところで言ったんですよ、一体どれぐらいの予算の削減になるんですかと、運営の。そしたらこのままの推移でいけば、年度では700万ぐらいだろうと言われたんですよ。給食の内容は、私はわかりません。おいしくなったのか量がふえたのか、それはわかりませんが、しかし、業者というのはですよ、民間業者というのは利益追求なんですよ、利益追求。だから700万削減した分は一体どこに行ってるのか。当然本社にも上げてるし、見ますと、説明の中にもあったんですけども、プロポーザルのところにもあったんですけども、そういうことが。だから、その700万が削減されたのは一体何か。

それは、一つはここに行政の出した分があるんですけども、会見給食センターと西伯給食センターの一覧表ありますね。これを見ると、こういうことになっているんですよ、食材の点でいいますとね、使用している加工冷凍食品、県学校給食会ほか、西伯給食センターの方は51品目、それから会見給食センターの方は33品目ですね。差が18品目あるんですよ。明らかにこれはね、それは管理栄養士の献立の考えにもよるでしょうけども、13品目も差があるということは、明らかにこれは業者のさじかげんじゃありませんか。私はこういうことをやってるのは結局利益を生むためにやってる、恐らく、後でもう1点聞くんですが、待遇ですね、そこで働く人の待遇が一体どうなってるかということも聞くんですが、結局は待遇面を落としているんじゃないだろうか。例えて言うんですよ、人数が以前、12月の段階では、ちょっと多少誤差があるかな、6人体制でやっていたのが、8人でやったかいな、7人か9人だったかな、ふえているんですよ。ふえているのに、しかも700万の削減ができたということ。ということは、一体何かということは、業者の利益追求のほかにならないということをはっきりと私は理解するんですけど、どうなんでしょうか。

それとあわせて、現在の給食センターの賃金体系といいますか、がここにいただいたんですけども、これについてももう一度説明をいただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。幾つか同じような答えになるのかもしれませんがけれども、改めて申し上げてみたいというぐあいに思っております。

イとかロとかというような表現で次長もお答えをいたしましたけれども、違う資料を持っておりますけど、物は一緒でございますね。これについてはすべて、こうでないといけない。だけど、この一番最後の部分については、これはどちらかが満たされておればいいということが、まず今、これが、こういう法律になっていますよね。どちらかがということですよ。それで今、亀尾議員さんは上だ、上の方の機械、設備云々かんぬんのところだということをお話されたというようにお話しされました。私どもは、ずっと申し上げておりますのは下の方の専門的な技術とか経験だとか、ここに適合するんだということで、ずっとこれ、お答えをして来させていただきました。

それで、2度にわたって労働局の職員さんの方と、私どももそれこそ法律を守らないということとは一つも考えたことございませんので、ここはどうなんだろうかということでお話をしてきました。それで、先ほどもお答えをしましたように、専門的な云々かんぬんです、技術とか経験とか、これをここだというぐあいに理解をする、あるいは判断をするということは、誤っているとは思えないということは聞いてきております。

それで、1番目の機械、設備の問題については、いや、こういう考えもありましてということでお話をするんですけども、ここが労働局さんの多少温度差の話なんだろうと思いますけれども、そのことよりも、1番目の、今、亀尾議員さんが言われる部分の話については、その部分について、あるいは機械とか設備とか、そういうものについて、だれが責任持つのと。私、答弁では使用权という言い方をしましたけれども、または占有権といいたいでしょうか、このことをきちっとしておいてくださいと、このことが大事なことですよ。この中で読み込むときにですね、どこがこれは責任を持つとるんだというところをしっかりと現場で整理されておることがとっても大切なことだというこの話は聞いております。

それから、食材の問題の話もこの中に出てまいります。この食材を業者の方という考え方の部分については、明確に私も覚えておりますが、この間のことでございますから。学校給食という業務ですので、このあたりのことの判断というのは非常に難しい問題がありますよという答弁でございました。こうされてないと、これは間違いだというぐあいには聞いておりませんで、これをどう考えるのかというところが非常に今、悩ましい問題ですよという御指摘をいただいて

おります。

当初の契約書の中で不備なところがちょこちょこある部分があるとするならば、それはきちっと直していかないけませんので、そのように対応はしたいと思えますけれども、基本的な見解について多少誤差があるようでございますけれども、そのように私どもは聞いておるといのは事実でございますし、亀尾議員さんが言われますように、県によって、労働局によって多少そのあたりの見解が違っているんだということも、これも事実だろうと思えますし、私どもも伺っております。そういう意味におきまして、答弁をさせていただきましたように、国のレベルで少しそのあたりを整理をせないけんあということ作業も進められているようでございますので、そのあたりは、もし変われば、それに対応していかないけんだろうというぐあいに思っております。

それから、会見のセンターと西伯のセンターと、何か品目が違うという話がありました。これは委託の話と基本的には違うと思っております。献立も材料もすべて栄養職員がいたしますので、何を使うのかということに関しましては、直営なのか委託なのかで差が出るという、今のお話ですよ、出るということだけでなく、栄養職員の考え方なり、あるいはその時期、どういう献立をしようかということについて全く一緒でない、そこに差が多少出てくるという、こういうことだろうというぐあいに私は理解をしておりますので、あるいはまた、そういう現実があると思っておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいというぐあいに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。亀尾議員さん、ちょっと誤解ではないかなというふうに思います。先ほど教育長も申し上げましたとおり、献立につきましては学校栄養士の方が立てまして、食材につきましても私どもが直に仕入れております。それから品目が5 1品目なり3 3品目ということで、民間委託をしておるからこうじゃないかということではありません。先ほど教育長が申し上げましたとおり、給食数も違いますし、時間的な制約もございます。そういうことから、どうしても加工食品を使わざるを得ない、そういうことによつての品目が3 3品目と5 1品目の使用形態ではなかろうかというふうに思います。

それともう1点、真壁議員さんの議会提出資料の賃金のことでおっしゃいました。これは私ども直営で持っております会見給食センターの職員、正職員と、週2日程度勤務していただいておりますパートさんの賃金でございます。今、委託に出しておりますメフォスさんの労働賃金なり、そういう労働条件等々に私どもが口を出すことはできませんので、ちょっと把握はいたしていません。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点か3点、追加で聞きます。

確かに献立は栄養士がやるんであって、それはなんですけども、しかし、余りにも品目差が違い過ぎるとは何だろうかということをお私は考えたんですけど、実は町内で、はっきりとは、食材供給何とか、地産地消のそういうあれがありますが、組織の。その方に聞いたんですけども、旧西伯の中で食材を、会見給食センターへ持っていくと、あそこははいはいと使ってくれるけども、ここは返されたことが何回かあって、腹が立ったからもうここには持っていかんと、会見に持っていくという、そういう実が起こっているんですよ。だから、そういうことを裏返してみると、やはりこれは、明らかなことは言えませんが、同じ町内の給食センターで、管理栄養士は違う人がやってるんだけれども、同一の人がやってるわけじゃないけども、何でこんなに違うのかというのは、やっぱり十分そちらへも調査する必要があるんじゃないかと思うんですよ。だって同じ町立学校の学校で、同じ給食費の負担であって、こんなことのバランスが悪いことでは、これはやっぱりいけないと思うんですよ。だから、そこら辺は改めることをすべきだと思うんですが、どうなのかということと、それからもう一つ、これは法的に言うとな違法だ、そこまでは言う必要はないとかなんとかになるかもしれませんが、例えて言いますと、土木関係の入札なんかで請負になった場合にですよ、下請、1次下請、2次下請に出す場合は、いわゆる施主の方がどういう条件なのかということをおきちんと、これは調べてもいいことになってるんですよ。だから、この給食センターだって、どういう条件になっているかということは、当然そのことについては無理だろうということじゃなくて、やはり聞き取りをやる必要があると思うんですけども、そのことについてどう考えておられるのか、この2点、お聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。お答えをしたいと思います。

1点目。食材を、直営の場合であるならば非常に受け取る幅が広くて、そうでない場合には非常に狭い範囲の食材、狭い広いという言い方が適切かどうか分かりませんが、そういうことがあるのではないかと御指摘でございます。

私が今思っておりますのは、調理に回す食材でございますから、学校栄養職員の若干の個人差はあっても、一定レベルのところでお受け取るというのが筋だろうというぐあいに思っております。同じ町内の給食センターであって、町民の皆さんからいただく、提供されるものでございますので、そのあたりはほぼ同じ条件でないといけんというぐあいに私は思っておりますし、同じようにしていると私は思っておりますが、そういう御指摘があるとするならば、具体的にきちと私、

調べます。例えば西伯のセンターでは受け取らなかったと、だけど会見の方に持っていったら、これは受け取ったと、それはおかしい話でございますので、現実にそういう話があるのかなのか、きちっと調べさせてください。それでまた何らかの機会でお答えをしたいというぐあいに思っております。

2番目は、業者さんの方のさまざまな労働条件といいたいまいしょうか、そういうことについて調べたらという御指摘でございます。

この点については、この間の研修会のとときだったと思いますけれども、原則論として、そのことに口出すことはできないということは専門官の方からはっきりと言われているのは事実でございます。といいながらも、仕事を受けていただいとるわけですから、どげんなっちょうだい全くわからんということも、これもある意味では無責任な部分だろうと思っておりますので、そのあたりについては、またこれも労働局の御指導をいただきながら、どのあたりのところまではキャッチボールができたという部分は、結局は一つの業務を一緒にやるとるわけでございますから、基本的な約束事は約束事としながらも、やっぱりある意味ではいい関係をつくるのが本来のそれぞれの私どもの思い、それから業者さんの思い、そういうものを一つにする方向だろうと思っておりますので、そのあたりは研究をさせてやってくださいませ。終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 残り時間が本当にあとわずかですのであれですが、次もありますので終わりになると思うんですが、これが。

一つは、私が12月の議会でもこのことでやりとりをやりましたし議論しましたし、今回もこれなんですけども、確かに労働局というのは温度差というものはあるんですけども、しかし、やはり子供の安全な給食を与えてやるということと、それとやっぱり地元の地産地消を図ること、それからそこで働く人が本当に条件を、今の世の中ですから、10円でも20円でも有利な条件で働き場を提供していくためには、君子危うきには近寄らずじゃないですが、兵庫県の丹波市がやったように、やはり疑わしきはやめようという立場で、ぜひこれは直営にすべきことを私は要求して、次の質問に移ります。

農業問題なんですけど、町長からの答弁がありました。私は、確かに限られた今の町の予算の中で農業を一自治体が支えていく、万全を期すなんていうことは到底無理な話だということには十分承知しております。その中で、先ほどの答弁の中でありましたけども、非常にだんだん米価の下がる、そして経費が上がっていったというような状況は現実にはあらわれているわけなんですよ。そういう中で一番最初、1項めに上げた国に要請すること、これは町長がやっぱりそれはしたい

と、必要だということなんでありますので、引き続いて機会があるごとに、やはりその声を国に上げていただきたいということをお願いします。

それと、地産地消の方が非常にどんどん進んでいるということについては、非常に喜ばしいことですし、しかもこれに対する負担金の場合、負担金というんですか、手数料というか、それに対する補助も出しておられる、この姿勢を続けてもらうことは非常にいいことだと思います。先ほども給食センターの中でもやりとりがあったんですけども、公的なところには積極的にこれを利用していただくという、この姿勢をやはり今までも貫いておられますし、今後も一層これを強化することを努めていただきたい、これもお願いするものです。

3つ目のイノシシ被害なんですけども、これ、確かに被害が、今までの被害届というんですか、これについては減ってることは減ってますけども、しかし、なかなかこれを完全に防止するというには無理があるかもしれませんけども、しかし、せっかく丹精を込めて、経費が増大する中でも農業を営んでおられる方、この人たちをぜひ支えていく立場から、やはり予算をふやしていただくということをお願いするものなんですよ。なぜこれがというと、生産者だけの、農業というのは、特に水田の場合は生産者だけの問題ではなくて、これはやっぱり自然環境に非常に貢献してるわけなんですよ。水の洪水防止にもなってますし、それから空気の浄化にも役立っておりますし、そういう自然環境を整える点でも非常に大きな効果をしてるんですよ。ですから、そういう中で農業を営む生産者の方に、本当にここまでやるんならやってやろうという、そういう気概を持たせるために、どうでしょう、イノシシ対策をふやしてもらって、もっと住民の、生産者の要求にこたえるのが、やはりかなりパーセントがまだまだ低いと思うんですけども、このパーセントをもっと上げるということに対しての考えはどうなんでしょうか、ありませんでしょうか。そのことについてお聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） イノシシ対策でございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、増額をして予算措置をしておるということでございます。

それから、これも答弁で申し上げましたけれども、12月に議員立法で法律が制定になりまして、この2月に施行をされております。これは鳥獣害の被害対策ということでございます。従来、大体50%の国の補助があったわけでございますけれども、これを特別交付税などのさまざまな措置を講じて、大体80%まで引き上げていこうということ。そして民間人の方を準公務員的な扱いにして、猟友会の皆さん方になると思いますけれども、非常勤の町の職員というような扱いにして、事故があったりしたときの補償もする、で、お世話になろうというようなこと。それか

ら、しとめた鳥獣の処分というようなこともあります。そういう処分費などについて支援をしていこうというような法律ができています。これがまだ2月に施行されたばかりで、ほとんど普及しておりませんので、南部町としてもやっぱり町でそういう計画を立てて、鳥獣被害対策、これはイノシシばかりではありません。ウというようなもの、カワウとかカラスだとか、いろいろありますので、そういう総合的な鳥獣被害対策というものを我が南部町で、その法律でできるのかどうなのか、そういうことも含めて、早急にこれは検討をしていきたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、町長から答弁、立法で国の方で補助が変わるということなんですが、50が80になるということなんですが、これはあれですか、いわゆるメッシュだとか、くいだとか、そのさくの部分、囲いの部分ではなくて、鉄砲というんですか、猟友会の分にだけに適用なんですか。その点についてももう一度お聞きしますが、どうでしょう。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。今、まだ詳しいものは見ておりませんが、猟友会だけというようなことではなくて、総合的な被害防止計画というものをつくって、計画をつくらないけんわけです。それから、中には自衛隊のライフルで被害防止をするというようなことも入っているようございまして、そういう位置づけをどのようにするのかとか、そういうことも考えていかなければいけないのではないかなあと思っておりますが、うちらではそういうことは全く考えておりません。

それから、おおむね期間を定めなければいけませんけども、これを3年を想定されております。それから捕獲の担い手の確保に関する取り組みとか鳥獣の捕獲予定頭数、これは保護団体もあるわけですし、そういうこととの調整のために予定頭数もあらかじめ定めなければいけんというようなこと。それから防護さくの設置、追い払い活動、これは犬を飼って追い払うとか、それから放任果樹の除去、果樹をそのままにしておけば、どうしても寄りついてくるというようなことです。それから緩衝帯の設置、牛を放牧したりして、直に来ないようにするというようなこと。それから被害防止に関する知識の普及など、捕獲以外の被害防止策に関する取り組みについても計画をなささいというようなこと。それから鳥獣被害対策実施隊の設置や、関係機関で構成する対策協議会の設置などについて記載をします。それからもちろん処理に関する事項ですね、とったものをどうするかというようなことについて被害防止計画をつくって、その中で事業を位置づけていけば、先ほど申し上げたように、従来は2分の1程度の支援だったけれども、8割まで支援

をしていこうということが議員立法で決まったわけです。ですから、総合的にそういうことを一度検討し直して、今は個人の責任で大体町内では被害防止対策がなされております。これを例えば集落単位だとか、あるいは地域単位だとか、そういうことに広げて対応しなければいけないというように考えておるところです。よろしいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これが恐らく最後になると思いますが、今、町長からいろいろこの時限立法のことについて細かく説明がありましたけども、一つはこれを、計画書をつくられるに当たっては、やはり生産者の声を十分聞いていただいて、それに反映、全員が一つにはならんと思うんですけど、ある程度の、これがここにはベターだなということで、やっぱり声を十分反映させたものをつくってやるべきだと思うのが一つと、もう1点は、いわゆる猟友会の方で捕獲すると、これはもちろん必要ですけども、なかなか始終行くわけにいきませんので、動き回るのを入らんようにするのに、やはりさくとか、そういうことをぜひ、そのことも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で亀尾議員の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） ここで10分ほど休憩をしたいと思います。再開は4時40分として、引き続き質問を続けます。

休憩します。

午後4時25分休憩

午後4時40分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続いて質問を続行いたしますが、会議規則第9条の2項の規定によって、本日の会議は、あらかじめ時間を延長いたします。

7番、石上良夫君の質問を許可いたします。

○議員（7番 石上 良夫君） 新年度予算議会に当たりまして、一番大切であります人権、また格差社会の問題について質問をしたいと思います。

まず人権問題について。

行政改革と人権行政について。

地方分権、指定管理者制度の導入、また地域振興協議会設置によります改革の中で、同和問題の解決は国及び地方自治体の責務でありまして、これまで町民一体となって問題解決のために努力してきたことを損なうことなく、さらに他町より一步も二歩も進んだ人権行政を進めることが重要であると考えています。新年度を迎えるに当たりまして、町長の所信を伺います。

次に、鳥取県人権侵害救済条例制定について伺います。

鳥取県人権侵害救済条例は、平成15年9月から人権尊重の社会づくり協議会で、また15年11月から人権救済制度検討委員会が、それぞれ1年以上もかけて人権救済制度や条例案について検討し、県執行部提案、県議会本会議におきまして条例制定されました。その後、法曹界を中心に慎重な意見が出されまして、現在、施行停止中であります。大幅な改正、廃止も検討されているところではありますが、私は人権侵害によるさまざまな被害をなくすため、県民に正しく理解できる内容で制定を望むものであります。今日の状況について、町長の所信を伺います。

次に、隣保館事業、また相談員事業について伺います。

部落問題の解決において中心的事業であり、行政の最前線であります地域福祉の推進に大きな役割を果たしてきました。これらの事業をさらに前進させるため、町長のリーダーシップがますます必要であると考えます。町長の所信を伺うものであります。

町職員の人権問題研修について伺います。

インターネット上の差別書き込み、新たな部落地名総鑑による身元調査、職場・地域・学校現場で多発しております現状を踏まえ、職員のさらなる充実した研修取り組みが必要と思いますが、計画等についての考えを伺います。

最後に、格差社会に対する対応についてお聞きします。

昨年の9月議会で質問しましたように、県内企業の倒産、廃業、リストラ、また給与の引き下げが現実には拡大してきています。企業経営について各社とも血のにじむような努力をされているところではありますが、大都市、大企業が効率を優先した後始末を地方が行う事態となっており、町長の責を問うものではありませんが、住民の生活を守るため、自治体の長としての所信を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 石上議員の御質問にお答えをしております。

人権問題についてでございます。

最初に、行革と人権行政についてということでございます。

同和問題の解決が地方自治体の責務であることは言うまでもございません。昭和40年の同対

審答申で、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的な課題というぐあいに指摘をされまして、昭和44年以降、32年間にわたり3つの特別措置法が制定され、国、県、市町村は積極的に事業に取り組んできました。特別措置法終了後、平成12年には、我が国では初の人権に関する法律として人権教育及び啓発の推進に関する法律が制定されました。この中で責務については人権教育と啓発を地方公共団体の責務、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会づくりを国民の責務と明記しております。これは地方自治体の責務と範囲を明確とするとともに、国民の責務も明確にしております。すなわち憲法12条で国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとしていることの反映であると考えます。

人権は、町民一人一人が自分自身の問題として意識し、みずから積極的に取り組んでいかなければいけない事柄であります。行政改革におきましては、地方分権や規制緩和などの進展により、自治体みずから自己の判断と責任により行政運営をすることが重要となってきておりますとともに、多様な町民ニーズに的確にこたえ、簡素で効率的な体制整備と地域特性を生かした町づくりを進めていく必要があります。これらの事項を踏まえまして、南部町では昨年、地域振興協議会が設立いたしました。協議会には人権学習、人権啓発を担当する部署を設けております。これらの部署と役場担当課では、より充実した情報のやりとりや事業の協力など、連絡を密にとり、効率的な人権行政を展開してまいりたいと、このように思っております。

次に、鳥取県人権侵害救済条例についてでございます。

御質問の条例につきまして、これまでの経過をまとめてみますと、平成17年10月に成立いたしました鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例につきましては、さまざまな意見が寄せられ、県では同年12月と翌年1月に有識者により人権条例に関する懇話会を開催いたしました。そこでの意見を受け、2月の定例議会におきまして鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例、これを成立させ、この条例の施行を停止させました。その後、識者10名から成る人権条例見直し検討委員会を設け、18年5月から毎月1回のペースで1年半の間に18回の検討委員会が開催され、昨年11月に内容の大幅な改正を必要とする意見書が提出されました。

県ではこれを受け、庁内関係課から成る人権救済に関する検討会議を設け、引き続き慎重な検討を行っている状況であります。たとえ不完全な条例であったとしても、運用をしていく中で改善点を是正していけばとの意見もありますが、見直し検討委員会から意見書も提出をされ、現在の条例による新たな人権侵害発生の危惧も指摘をされておりまして、現在、その見直し作業が行われている状態です。鳥取県の人権条例は、他県に先駆けて施行された条例でありまして、

最善の打開策が示されるものと確信しておりまして、いましばらく見守りたいと思っております。

次に、隣保館事業、相談員事業についてでございます。

国は、同和事業を進めていく中で、隣保館の設置及び運営について補助金を支給してきたわけですが、隣保館未設置の地区につきましては、生活相談員の設置に対しての補助制度を設けていました。鳥取県では国の生活相談員設置事業とは別の制度として、隣保館の有無にかかわらず生活相談員の設置に対して単独県費の補助事業を実施してまいりました。平成13年度で5年間の経過措置を終えました、いわゆる地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効する中、県も平成14年度から5年間の経過期間を持って、平成18年度までに各種の単県補助金の見直し、廃止を行ってまいります中で、生活相談員の設置に係る補助金もその見直しの対象となりました。御質問の中にありますように、地域福祉の推進に大きな役割を果たしてきたということは、まさにそのとおりであると考えます。しかし、生活相談業務は本来、隣保館の行うべき業務の第1番目の項目として位置づけられておりまして、隣保館の職員で相談業務に対応すべきであると思えます。合併以来、特に西伯文化会館につきましては、館長、指導職員など人的体制は整ったものと考えております。隣保館の事業内容をさらに充実させ、近隣の地域も含めた福祉の推進に当たっていきたくと考えております。

職員の人権研修についてお答えいたします。

人権研修については、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画の中の啓発教育の推進の基本方針で、行政職員研修の充実と指導者の組織化を明記している基本計画をもとに研修を実施しております。しかし、現実的には職員間の人権に対する力量に差があることも事実で、目指している主導的役割が果たせる職員を育成する研修の実施には不十分な点もあります。

議員御指摘のように、差別事象はなくなっておらず、最近ではインターネット上の差別書き込みなどを初め、差別も多種多様にわたり、職務の中ではもちろん、地域社会で人権啓発の主導的役割が果たせる資質を持った職員を育てる研修の重要性を認識をしておるところであります。

具体的な研修内容としては、まず外部研修として鳥取県の自治研修所で実施される階層別研修における人権研修への参加や各種セミナーへの自主的参加の推進をしています。また、内部研修として小地域懇談会が実施される年は人権施策室主催で懇談会前の事前学習会を開催します。さらに各方面の講師をお願いをして、人権に係る講演会の実施もしています。平成18年度の内部人権研修では、部落解放同盟南部町協議会会長、小谷肇様を講師に、部落差別と人権と題して講師の体験談を交えた講演をしていただきました。今年度はNPO法人すてっぷ代表、光岡芳晶様

に、障害者の人権を題材に行政職員として心のバリアフリーについて御講演をいただきました。御自身も障害をお持ちの講師の言葉は、大変心に響くものであったというのが参加した職員の感想でございました。

さらに、来年度の研修については、現在計画を作成中ですが、例年の研修に加えて、新たに伯耆町及び鳥取県人権文化センターと共同で人権学習推進者養成講座の開催を予定しております。これは毎年、鳥取県人権文化センターが主催で行われている講座ですが、平成20年度は共同開催のための準備を町民生活課人権施策室が中心となり進めています。講座の内容に南部町としての意見を取り入れてもらえるため、一層ニーズに合わせた参加型講座の実施が可能だと思います。この講座で職員の人権意識の向上と地域の学習推進者としての育成に力を入れていきます。

また、職員の人権意識を客観的に実態把握し、今後の職員研修の方向を明らかにすることを目的に、南部町職員人権問題意識調査のアンケート調査を行いました。このアンケートは、以前、住民を対象に県及び南部町が行いました人権問題意識調査とほぼ同じ内容で作成しました。188名の職員に配付し、165名から回答を得ており、回収率は88%であります。アンケートの結果及び分析については現在集約中ですが、町広報やホームページなどを利用して公表する予定です。また、把握した職員の人権意識をもとに、人権施策室が中心となり人権研修の内容、方法についてさらに検討し、必要があれば見直しを考えます。

なお、来年度は各課に人権啓発担当職員を設置し、人権施策室を中心に人権推進担当職員とともに職員側の意見も取り入れた研修を計画し、与えられるだけの研修ではなく、より積極的に参加できる充実した内容にしたいと考えています。行政職員が人権意識を持ち、業務に当たることが町づくりには欠かすことはできず、職員の人権意識の向上が住民との信頼関係を深め、よりよい町づくりにつながると考えます。信頼される職員を育成するために、繰り返しの学習、研修を充実させていく所存ですので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

最後に、格差社会に対する対応でございます。

まず、格差社会と言う場合、特に経済格差と言われる所得格差、消費格差、資産格差が顕著となった社会を指すと言われております。議員の御質問は、この格差の根本原因の一つに大都市と地方の地域間格差が顕著になっているという問題提起であると受けとめました。私は公務でたびたび上京しますが、目覚ましく変貌する東京の姿を見るにつけ、いつも地域間の格差を考えさせられます。過去には首都機能を分散させることで均衡ある国土の発展が議論されたこともありました。近年は世界との経済競争を勝ち抜くためには、さらに首都東京に人、物、金を一極に集中させる方向に進んでいますので、地域間格差はさらに加速して広がっていると実感しています。

日本経済は輸出主導で、かつ大企業、製造業を中心に回復したと言われていています。しかし、その回復スピードが過去の景気回復に比べてはるかに弱く、かつスピードが遅かったために地域格差は拡大しました。さらに急激な地方での公共事業削減が地域間の格差を拡大させた要因であると言われていています。しかし、これまでの公共事業による地方への財源の再配分を続けることは、国家財政上不可能であることは議員とも共通の認識であろうと思います。地域間の格差を拡大させない、地方がその地方の特色を生かし、生き生きとした経済活動を営む社会を考えた場合、国民が安心して暮らすことができる社会保障制度、高速道路などの幹線交通網や光ファイバーなど高速情報通信網などのライフラインの整備、そして税制改正を通じた地方財源の安定確保は、国家が責任を持って行う最低条件だと考えております。その上で地方分権を進め、地方に自助努力を求めることが必要であります。

今後の地方のあり方を考える上で参考になるのは、サッチャー保守党政権からブレア労働党政権にかけての改革の過程で大きく発展した英国の地方政策ではないでしょうか。このときの政策は、地方行政における住民への説明責任、行政サービスにおける競争原理の導入、地方への使途を限定しない一括補助金制度、NPOなど民間とのパートナーシップの重視、住民主導の町づくりに対する支援体制などです。このことによって住民参加と民間の知恵を生かし、伝統や文化を生かした町づくりによって英国が再生したことは有名であります。日本でもこのような再生の方向が模索されてはいますが、国の政策、方針がまだ不十分で、地方にとって満足なものではありません。昨年から取り組みを始めていただきました地域振興協議会の活動は、新しい地方自治のあり方に向けた挑戦であり、住民自治に向けた取り組みとして内外に大きな期待をいただいております。地域振興協議会ごとの歴史や文化、伝統などの特色を生かした地域づくりを住民参加による皆様の知恵を結集して進めようとするものです。英国が地方の再生によって活力を生み出したように、その地域の文化、伝統を守り、そこに暮らす人の安心や安全を確保することが地域を守ることであり、地域間の格差による生活不安を解消することにつながるはずだと思っております。社会が成熟期に達し、高度成長から安定成長に向かう過渡期の中で、地方にとって非常に厳しい環境が続きますが、近い将来の地方分権の姿をしっかりとらえて先導してまいりますので、御支援を賜りますように、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 最初に、人権問題について町長のお考えをお聞きしました。

質問で、私も町長の認識を再確認したかったですけど、今の最初の答弁で、これは確認できましたので、再度確認はいたしません。

本年度の、町長、予算編成に当たり、18年度に策定されました総合計画を実施するための計画を策定し、密度をさらに深め、20年度からは各振興協議会単位での取り組みを進め、効率的な運用となるよう計画を立てたいとのことでもあります。県が認識しております国、自治体の問題解決と責務について、町長任期の最終年度に当たりまして、町長はどうあるべきか、先ほど町長のお考えは大体わかりましたけど、10月までの町長任期であります。3月のこの予算を迎えるに当たりまして、町長の力強いお言葉をもう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。10月までということでございますけれども、前の町長さんのときも熱心に取り組んでこられましたし、間違いなくそれを引き継いで、そして発展をさせていかなければならないという、そういう使命のもとに取り組んできたと思っております。総合計画はできましたけれども、実施計画について、まだ完成しておりませんので、今、何とも申し上げられませんけれども、この人権問題については、絶えず坂道をずうっと押していなければいけないというような気持ちでございます。気を抜いた途端に、一気にふもとまで転がり落ちるのがこの手の問題ではないかなというように思っております、そういう差別の実態というものがあつ限り、私どもは努力をしていかなければいけないと、このように思っております。10月までということですが、任期いっぱい一生懸命頑張つて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 先ほども地域振興協議会の話が出ましたが、南部町はどこよりも早く立ち上げ、町民相互の協働意識によりまして地域を守り育てる協議会での人権確立のための研修等、また地域懇談会等がますます意義深くなるものと考えております。そのためにも、私はさらに町長部局のしっかりした後押しが、後押しと前を引っ張る、ともに私はそれが必要だと思っております。それが地域振興協議会との勉強会、お互いにし合う、また町長部局も前を引っ張り、後ろも押しながら、ともに行くことは、私、理想だと思っておりますけど、町長、その点、どうのお考えでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。従来、集落に出かけてこの同和問題の解決に向けてさまざまな懇談会を進めてまいりましたが、この反省会で言われることは、参加者が少ない、それからいつも出ていただく方は同じような顔ぶれだというようなことから、何とかこれを、底辺を広げてでき

るだけ多くの方に参加をしていただいて、同和問題の解決を図っていく必要があるということから、本当に担当者は悩んでおったというように思います。

今、地域振興協議会が7つできたわけですけれども、従来、余り地域で見かけなかった顔といった人々が、この振興協議会の方に御参加になる、若い人も参加しているというようなことがありまして、私は非常にそういう意味では、人権学習といったことについて、この振興協議会が新たな切り口として、この同和問題の解決を進めるための一つのツールとして大きな役割を果たしてくれるのではないかと期待をしているわけです。と申しますのは、あらゆる各界各層の皆さんにそこに集まっていただいて協議会を構成していただいておりますから、少なくとも従来のように1世帯から1人が出てお話をするというようなことではないわけでありまして、女性の参加もございまして、若者の参加も協議会の方ではあるわけですから、そういう幅広い層にアクセスできる、そういう協議会でありますから、私は非常にそういう意味では、この協議会での取り組みに期待をしております、これを中心にして進めていきたい。もちろん後押しもする、それから引っ張っていくということも必要だということに思っております、そういう方針で本格的に始動いたします20年度から取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 行政改革と人権行政について、これは町長のお考えははっきりと確認できましたので、次の人権侵害救済条例について伺いますが、町長はいましばらく見守るべきという答弁でありました。

確かにいろいろな弁護士さん、また人権に詳しい大学の教授等も、いろいろな角度から研究されておりますので、そのことも大事だと思いますが、角度を変えて聞いてみますけど、国が平成14年、第154国会に提案されました人権擁護法案が現実的に審議されないまま、第157国会、平成15年ですか、これにおいて審議未了になって現在に至っております。

町長は国が、国も大会等、私も出席しますと、いろいろな党派の方からの幅広い参加がありまして、本当に皆さん、一生懸命に法案をつくるために努力されておられます、党派を超えて。私は、それだけ力があつたら国において法律ができるものと、何か安心して参加しておりましたが、やはりこれはできない。いろいろな考えの人もおりますので無理につくれとは言いませんが、町長は国でできない法律、条例が、身近な県または町において現実的にいろいろな場面を体験して、いろいろな幅広く話を聞いて、地方単位でできることには、町長はどのようなお考えがありますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私は、基本的には人権といったような大きな課題については、こ

これは国家が明確な理念というものを示すべきだというように思っておりまして、それは憲法の定めで基本的人権の尊重はうたわれているわけでありまして。ただ、具体の条例については、私どもがこの地域に合った、適した条例をつくれば、それはいいのではないかと、これは一般論として思っております。

鳥取県議会があのような条例をつくられたということについては、私はその心意気といいたしうか、これは前向きに評価をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、その後の、逆にその条例で人権を侵害することがあるのではないかとというような法律の専門家の意見を聞いて、現在は施行されていないわけでありましてけれども、停止されているわけですのでけれども、私はやっぱり地方でそういう国の法律とか、そういうことに基づいて地方に合った、実情に合った条例を持つということは基本的にはいいんですけれども、事が人権に関するものですから、特に慎重を期さないと、相手のまた人権を侵害するというようなことを現に指摘されているわけですから、これはもうしばらく地方でのそういうまじめな検討というものを見守るべきだというように思っております。

それから、私も大会に出たことがあります。各党から代表者が来られて、非常に立派なことをおっしゃいます。だったらすぐできそうなものなのに、なぜかできないということで、今、石上議員が御質問された思いと同じ思いを私も持ちました。やっぱり政権与党の中にそれをよしとしない勢力というのがあって、法案の姿にはなっていないというように思っておりますけれども、このような、いわゆる国民全員に関係するわけですから、基本的人権の尊重が憲法にうたわれている以上、やっぱりきちんと法案の整備もして対応を図るべきではないかと、これは党を超えて対応しなければいけないのではないかとこのように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 町長が言われましたように、町長も東京の憲政記念館ですか、あそこよく大会をしまして、いろんな党のお偉いさんがいっぱい来られます。本当に皆さん、理解のある言葉を発言されまして、本当に今言われましたように、すぐにでもできるというような感覚でおりますけど、やっぱりいろんな考えがありますので、もうちょっと幅広く理解をいただいてから制定されるということも大事ではないかと思っておりますけど、私たち当事者の気持ちとしてはやはり、なぜ差別されないといけないのか、なぜ差別された人を助けられないのか、何かそういう憤りとか悲しさもあります。

私も60歳になりました。はっきり言いまして50歳ぐらいまでは、ここで申し上げますが、南部町の宮前という言葉が、はっきり言って言われませんでした。南部町には宮前一と二があり

ます。だから適当に宮前だけ言って、家はどの辺だというと、小学校と中学校の中間ぐらいです、そういう時期もありました。だけど、何とか60歳になりまして、何か今では堂々と言えます。そういうものです。やっぱりいろんな勉強を受けても、いろんな研修を受けても、やっぱり当事者はそこまで強い気持ちになれません。私はこれが現実だと思います。その辺を酌んでいただきまして、さらに町長の気持ちもわかりましたので、馬力アップで頑張っていたいただきたいと思えます。

次に、隣保館、または相談員の事業についてお聞きします。

先ほど町長が言われましたように、生活相談員の設置に関する経費につきましては、17から18年度において機能充実のための改革、また平成19年度からは市町村交付金の事業メニューに移行。これによりまして予算措置は市町村の自主性にゆだねられることとなったと県は言うておりますが、私は相談事業が一層充実するよう、隣保館運営補助事業の指導等で必要な助言、また働き、そして近年の格差社会の拡大の中では、どこでも皆さん大変苦勞しておりますが、正社員から企業の不振によりまして会社の整理等でパート労働者への移行、または賃金の大幅なダウン、また高齢者の方におきましては、うちの地区だけとは言いませんが、各、自由な職業を選択されない、そういういろんな事情におきまして、やはり年金が少ない方もたくさんおられます。私も相談を受けます。なかなか金銭的ないろんな助けはできませんけど、本当に一緒になって考えていこう、そういう気持ちで日々過ごしております。こういう格差社会が継続しますと、本当に我が命を自分で絶つという悲しい事態が本当に起きるのではないかと、本当に毎日心配をしております。これは日本国内全部に言われることでありますが、やはり今の少子高齢化にもつながって、子供がいない、お年寄りがお一人で住んでおられる、または夫婦ともでなかなかふだん顔を合わせることができずに心配になることもあります。

私も家内にいつも言うておりますけど、家の近所のおばあさんやち、顔を見んかったら、こっちから出向いて元気なかどげな確かめてみることも大事だぞと、そういう夫婦で話をしております、日々過ごしております、幸いと言ったらなんですけど、ちょうど私も21年生まれ、きょうの議場でもいろんな話が出ましたが、戦後生まれの団塊の世代であります。ちょうど農協に勤めておられる方、または会社に勤めておられる方、同じころに退職となります。これからは相談員は個人情報保護等、いろいろ問題もありますが、みんなで力を合わせて、これから振興協議会もできますので、いろんな情報の交換をしながら頑張っていくけないけんなど。やっとなんて60を過ぎて、そういう運動が何か堂々とできるようになったと思えて、友達とこれから一緒に頑張っていくたいと思っております。

相談員事業も、予算も要ることではありますが、やはり町長がいつも言われておりますように、これからは地域の実態等、本当に調査することが必要となっております。昨年の末に1回、地区の調査をしましたけど、やはり個人情報のごことでなかなか調査項目が少ない。そういう何かジレンマもありますけど、しっかり現状を踏まえて、またそのことについては町長とゆっくり話をしたいと思っております。

最後に、格差社会について伺います。

町長が先ほど言われましたように、確かに格差はいろいろあります。世界の国々との格差、都市部と地方、また国の財政施策上生まれてくる格差、産業構造による格差、また自由競争、規制緩和等によります格差、さまざまな格差が生まれてきました。以前のように、年功序列型の、国内でしたら経済でありましたが、やっぱり能力型の社会になってきますと、どうしても格差が生まれるのは防ぎようもない、これは実態であります。

格差がある、こんなことを言ったらいけませんけど、社会が進歩するのは、やっぱりお互いに競争し合って自分の能力を活用して頑張っているということでもありますから仕方はありませんけど、前の議会でも発言しましたように、今の、特に公共事業の削減によりまして、建設業を中心とした企業は、今、本当に大変な状態です。仕事をするための品物を注文しても、風評の被害によりまして、あそこの会社は危ない、手形が長い、いろんな問題が今起きております。低入が続きました8割、米子市では7割を切る、そういう状態で本当に企業の健全な経営ができるとは思っておりませんし、人材の育成、また社会に貢献、そういうこともできないのではないかと。最終的には自治体の税収が不足してくる、そういう事態も考えられまして、本当に何かどうしようもないことで済まされない、何か悲しい局面があります。

さきの議会では、町長が公共事業につきましては安価でいい仕事をしてくれたら一番いいと答弁をされましたが、やはり低入の最低価格が、企業が人材育成、または企業活動ができるように最低価格がきちんと皆さんで話をして決定して、本当に地元の人が作業に従事できるような体制をつくることも必要だと私は思います。特に鳥取県においては、本当に皆さん苦勞されております。日南町の方では本当に産業がなく、大きな会社が閉鎖されましたけど、家内じゅうで東京に行って仕事をするという、本当に皆さん悲しい顔で言われておりました。南部町におきましても、企業の自助努力も必要ですけど、建設業関係だけとは私は申しませんが、町長も全体を眺めていただいて、この町でできることはないのか、いろんな角度から検討してはどうかと私は思います。

私は、町長のできることといえば、やはり郡、市部、または山間部の町村長の皆さん、全体でやっぱり時々そういう話を持ち、またはその話の内容によっては皆さん全体で県に上がって知事

とも話をする必要もあるだろうと思いますし、今後そういうことが、温かい行政が私は必要だと思いますが、その辺、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 盛りだくさんにわたっておりまして、まず隣保館の方からお答えをしてみたいと思います。

隣保館は、セツルメントハウスというようなことで、これは18世紀の後半にイギリスで産業革命が起きて農村から都市にたくさん人が寄ってくる、なかなか住む家もない、スラム化をする、そういうところにセツルメントハウスを建てて救済したというようなことが起こりだということを知っています。我が国でも部落問題について、これを解消していかなければいけないというようなことで、大正11年の全国水平社の設立というようなことを契機に、隣保事業を行うということが進められたというように学んでまいりました。

したがいまして、さっきも答弁書で読み上げたわけでございますけれども、隣保館の一番基本的なことは、そういう経済の問題や暮らしの問題、そういうことのまず相談に乗るといことだろうというように私は思っております。相談員という方を2名配置しておりましたけれども、内容も見させていただき、こういう内容なら専門の方が1名でも対応できるのではないかとこのように感じましたので、御無理を言ったと思いますけれども、1名の相談員体制で今、対応していただいております。決して必要ないというように思っているわけではございませんけれども、先ほども申し上げたように、隣保館の事業そのものがそういうことで、相談が一番眼目、救済をすると、困った人を助けていくというのが隣保館の一番眼目でありますから、館長とか指導員だとか、そういう皆さん方が一緒になって、相談員に全部任せてしまわずに、そういう対応をとっていただきたいということでございます。

それともう一つは、随分面的といいましょうか、見た目の格差というのは解消されて、環境整備なども進んで、相談の内容がいわゆる結婚の問題だとか、あるいは要は心の問題にかかっている部分があるわけでございます。したがいまして、そういうことになってくれば、やっぱり一層専門性というようなこともあるし、それから町内では法律的な、なんでも相談といいましょうか、困り事相談、そういう専門性の高い相談所も開設しておりまして、そういうところにも広げた相談、幅の広い相談はそういうことで対応できるのではないかとこのように考えたわけでございますので、ひとつこの相談員事業については御理解をいただきたいと思っております。

それから、石上議員さんや協議会の会長さんにはいつもよく言っておりますけれども、こういう機会でございますから、改めて申し述べておきたいと思っております。

いわゆる同和対策事業というものについて、町長は財政的にどのように考えておるのかということでございます。私は差別ということが、財政問題で解決ができることについては、これはしなければいけないというように思っております。ただ、やっぱりその根拠というものを明らかにして、例えば就業とか、そういうことについて明らかに差があると、この差を何とか対策しなさいというようなことが出てくれば、これは当然そこには同和地区における差別があるということなら、これはきちんと対応すべきだと、一緒になるまで対応すべきだというように思います。

ですから、町民生活課の方に特に言っておりますのは、調査をしっかりとということでありまして、明らかな同和問題に関しての差というものについて、町政の中で果たしていかなければならないことはこうですよという科学的なといいたしめようか、そういう根拠を持って施策を推進していきたいというように考えておられて、そういうことであるならば、議会の方にも堂々と提案して、説得力を持って、確信を持って議決もいただきたいというように思うわけですが、今の状況というのは、何となくまだ差別があるんだということを前提にしてさまざまな施策が組み立てられておりますので、いろいろ御批判をいただいたときに、ちょっと対応が弱いというように思うわけです。したがって、そういう調査をしっかりと、科学的な根拠に基づいて施策をやりたいというように思っております。よろしくをお願いします。

それから、格差社会から公共事業の大切さということをおっしゃいまして、私も近年の急速な公共事業の縮小ということが地方経済に大きな影響を与えているということは、はっきりと認識をいたしております。ただ、今までのようにどんどん公共事業を出せるだけの、国庫に財政的な余裕がもうないということも御理解いただかなければならないのではないかとこのように思っております。そういう中であって、今般の道路特定財源の問題などあるわけでございますけれども、私はやっぱり鳥取県については、まだまだ他の都道府県に比べて、例えば高速道路の整備率なども全国最低でございます。ですから地域格差というような以前に、まだそこにさえ至っていないというのが鳥取県の状況ではないかというように思っております。そういう一定の土俵というのは、共通の土俵を用意していただいて、その上でやっぱり頑張ると、地域の特性に応じて頑張っていくということが何より必要ではないかというように思うわけですが、そういう意味においては、鳥取県においては、私は公共事業はもっともっと必要だというように思っておりますので、そういうめり張りのきいた施策、対策というものを政府に求めたいというように思っております。

福田内閣になって、地方再生の事業費あたりも鳥取や島根のような財政基盤の弱いところにたくさん交付をするというような、めり張りをつけたことを対応していただくようになりましたので、ぜひそういう方向を支援して、声を大にして、私どもの置かれている状況を強く訴えていか

なければいけんと、このように思っておるところでございます。

もう一つ、西部町村会の関係ですけれども、こういうことについてはしょっちゅう町村長の中で話し合っております。県の方にも道路整備の要求といったものは町村会でまとめて提出をし、絶えず公共事業の必要性といったことは県にも訴えておるところでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 人権問題から格差まで、町長のいろんな意見を聞きまして理解ができました。人権問題といえば、本当に暗い話になりがちですが、私も、町長にもお願いしますが、明るく胸を張って発言、これからもしていきたいと、頑張っていきたいと思っておりますので、町長の認識もかたい決意もわかりました、首長として本当に責任感もあることがわかりましたので、互いに研磨して頑張っていきたいと思っております。

私の質問は、これで終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で7番、石上良夫君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上もちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日14日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集賜るようお願いをいたします。お疲れでございました。

午後5時45分散会
